

華鐘コンサルタントグループ・上海市外国投資促進中心

第 35 回秋季中国セミナー（オンラインセミナー）

「当面の中国経済状況と日系企業事例報告」

セミナーの付属資料

2023 年 11 月



作成・編集：華鐘コンサルタントグループ

日本 www.shcs.jp 中国 www.shcs.com.cn

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング

非売品（会員内部資料）

本資料は全て華鐘コンサルグループがその著作権を有し、
弊社の許可なく一切の複写及び転載を禁じます。

目 次

1. 付属資料

1) <u>月刊華鐘通信・2023 年第 3 四半期の中国経済実績値特別報告(23 年 11 月)</u> …	1
2) <u>企業所得税総括納税後の管理事項に関するリスクに関する Q&A(1～2)</u> ……	4
3) <u>各自貿区重点作業リスト(2023～2025 年) 及び自貿区、 自貿港制度開放 33 カ条に関する Q&A(1～5)</u> ……	8
4) <u>2023 年度第 3 四半期の最低賃金の状況に関する Q&A</u> ……	18
5) <u>2023 年度の上海市の都市従業員社会保険制度に関する Q&A</u> ……	20
6) <u>2023 年度の北京市の社会保険制度に関する Q&A</u> ……	22
7) <u>2023 年度の蘇州市の社会保険制度に関する Q&A</u> ……	24
8) <u>外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長に関する Q&A(1～3)</u> ……	26
9) <u>「生成人工知能サービス管理暫定弁法」に関する Q&A(1～2)</u> ……	32
10) <u>「個人情報出国標準契約弁法」に関する Q&A(1～2)</u> ……	36
11) <u>「生成人工知能サービス管理暫定弁法」(日中対照訳)</u> ……	40
12) <u>フォーラム活動の規範的管理の更なる強化に関する通知(日中対照訳)</u> ……	48
13) <u>「個人情報出国標準契約弁法」(日中対照訳)</u> ……	54

2. 華鐘コンサルタントグループの紹介

3. 「華鐘希望奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

4. 提携関係にある開発区及びパートナーの紹介



特別報告

言われるように中国経済は本当に危機的状況か

最近の日本の新聞やテレビを見ると、連日の如く「外国投資撤退で経済崩壊！」や「不動産危機で債務不履行続発！」ついには「特集：絶望の中国ビジネス」など、仰々しい記事・番組が満載である。マスコミがこれでもかと中国経済がダメになったと押し付けてくるので、現地状況を知らない日本の多くの人達は、それが実際の中国の状況であると信じられているだろうと思える。挙句には日本経済の不調は中国経済崩壊のせいであるという論調もある。しかし現在ではアメリカを除いては欧州も日本も経済状況は大変良くないのでお互いさまである。

我慢出来ないのは「こんな危険な国に社員を派遣する経営者が居たらお目にかかりたいものだ」というような罵詈雑言を真面目な顔をして言う評論家たちがよくテレビなどに登場していることだ。これらの人々は現在の中国の実際状況をまったく理解せず、自己陶醉の中で勝手に中国経済崩壊の議論を自分の中で組み立てているに過ぎない。日本の毎日の食料や生活必需品などがどれほど中国の恩恵を受けて成立しているかをご存じない諸氏であろう。

現在の中国には2万社近い日系企業が稼働しており、10万人近い日本人が中国に住んで働いたり勉強したりして生活している。大部分の人々が、くだんの評論家に「顔が見たい」と言われた経営者の会社が中国に派遣した社員たちである。彼らは言葉も通じず慣れない環境で与えられた任務を果たす為、日夜辛酸をなめながら（それほどのこと無いが・・・）苦勞の毎日を過ごしている。私達の会社はこのように日本の会社が中国に派遣した駐在員たちに対して、公私に渡って各種のサポートを提供している会社である。社員は少しの日本人と大部分の中国人とで構成されている。私たちの立場からすると、そこまで言われながらも、中国に派遣されて、日夜苦勞を重ねている幾多の日本から

の派遣員の方々に、少しでもお役に立ちたいと念願して必要なサポートをさせて頂いている。彼らの立場に立って親身に世話をする会社や個人が居なければ、中国に依存して成立している日本経済と日本の日常生活を救うことが出来ないだろうとの使命感もある。

さて、日本では中国経済崩壊論が盛んであるが、実際の足元の状況から見ると、今年7～9月の第3四半期が終わった段階の中国経済は極めて望ましい状況であり、好調であると言ってもいいぐらいである。恒例の次々ページの第3四半期までの中国経済実績表をご覧いただきたいが、国内総生産（GDP）は91.3兆元（現在の為替レートで日本円換算1,899兆円）、GDP実質成長率は前年同期比+5.2%となった。四半期別では、第1四半期+4.5%、第2四半期+6.3%、第3四半期4.9%であり、第4四半期も好調を引き継いでおり、政府目標の5%達成はほぼ確実な状況である。11月7日国際通貨基金（IMF）のギータ・ゴピナート筆頭副専務理事や中国担当者らが訪中し、今年の中国経済予想成長率を、消費回復などを理由に従来の5.0%から5.4%に0.4ポイント引き上げたほどである。

ついでながらIMFの今年の各国経済成長率の最新予想は、世界全体3.0%、中国5.4%、アメリカ2.1%、ユーロ圏0.7%、日本2.0%となっており、これから言えば世界全体の経済成長率に対する貢献度は中国33%、アメリカ17%、日本3%となり、従来通り中国が世界の経済成長の3分の1を担うという構図である。

中国の第3四半期4.9%成長における大変特徴的なことは、大部分の成長を内需が主導したことである。4.9%成長に対する寄与度を、内需（最終消費支出）、固定資産投資（総資本形成）、純輸出に分けると、内需が4.6%を占め、固定資産投資が1.1%、純輸出が-0.8%であり、実に4.9%成長の94%を内需が主導したという

ことであり、これは筆者が記憶する限りでは、これまで見たことが無い初めてのことである。従来、中国では不動産投資などの固定資産投資に依存する経済成長が長く続いて、内需が牽引する経済成長に転換する必要性が言われてきた。今年はまさにその内需主導の成長が実現したと言えよう。国慶節の連休にはどこも殺人的な人出だったし、会社の周囲の繁華街でも、休日には奇抜な格好で街を闊歩している多くの若い人たちを見ると消費景気の良さを感じる。

固定資産投資は前年同期比 3.1%増に留まった。インフラ投資が 6.2%増、外資企業による投資は 1.7%増、内資企業による投資は 3.3%増となった。問題の不動産開発投資は全体で 9.1%減、主力の住宅投資は 8.4%減、不動産販売面積は 7.5%減、販売額は 4.6%減というマイナスのオンパレードである。増えたのは売れ残りの住宅在庫のみで、地方では 10 年分以上あると言われる。世界から中国経済崩壊の元凶と言われるこの不動産不況は、現地で見ると狂乱の時代が過ぎてやっと正常感覚の路線に戻りつつあるかということでもむしろ好ましい状況のようにも見える。もともと中国政府が「住宅は住むためのもので、投機の対象ではない」とはっきり言明したのは、2016 年末の中央経済工作会议であり、「不動産依存症候群」を打破しなければならない、と提言された。それから 2017 年、2018 年、2019 年、2020 年、2021 年と毎年の中央経済工作会议において、常に不動産値上がり期待投資に依存した経済成長から脱却しなければならない、と言われ続けてきたがなかなか果たせなかった。不動産の値上がり期待の固定資産投資による経済成長は実に麻薬みたいなものである。従来は地方政府も経済成長を達成するために野放図な借入金増大による不動産投資を繰り返して、その不動産値上がりによる成長に依存してきた。不動産投資は家電や家具などの業界にも恩恵を及ぼすので、従来は GDP 成長率の 30%を担うとも言われてき

た。ただ住むための実需を伴わない値上がりは所詮意味が無い GDP 成長である。それがすべて剥げ落ちて、改めて着実な成長過程に入ることが出来れば、長期的に見ていいことであろう。

不動産バブルのはげ落ちと並んで、もう一つ注目しなければならないのは、自動車の急速な NEV(New Energy Vehicle)化である。自動車が従来のガソリン燃焼で走る方式から電気モーターを回して走る方式に急速に変わりつつある。自動車産業が機械組立産業から、バッテリーと部品を組み立ててソフトウェアで走るスマート産業に転換しつつある。日本では信じられないかもしれないが、今年中国の NEV 車の販売目標は 850 万台、中国政府の新車販売目標が 2,700 万台であるから、31.5%が NEV 車になって、それだけガソリン車は減ることになる。

日本車の 1-10 月の販売状況は、トヨタが 156 万台で前年比 3.6%減（日本は 124 万台）、輸入車のレクサスは 14 万台 9.8%減（日本は 8 万台）、ホンダは 96 万台 16.7%減（日本は 19 万台）、日産は 62 万台 25.1%減（日本は 21 万台）で、販売台数は日本よりかなり多いが、NEV 車が少ないだけに、シェアは漸減であり苦戦している。このような中で三菱自動車は遂に競争に耐えきれず撤退した。

最後に、最近世界のサイバーセキュリティソフトの特許申請数で中国勢が 10 位以内に 6 社も入ったことが報道された。日本特許庁資料では、AI（人工知能）関係の特許出願件数が、2020 年に日本 1,900 件、アメリカ 18,600 件、中国 48,400 件という圧倒的に中国優位のデータも公表されている。このような世界情勢の中で、どう見ても日本が経済面で頼るべきパートナーは中国しかないと思える。中国のマイナス面のみを強調して、面白半分には中国経済崩壊論のようなデマを流布し続けるマスコミは、無責任であると同時に、日本の将来に回復不可能な悪影響をもたらすのではないかと憂慮する次第である。（**董事長 古林恒雄** 2023/11/10 記）

2023 年第 3 四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2022 年		2022 年		2023 年	
		通年	前年比	1-9 月	前年比	1-9 月	前年比
国内総生産 (GDP)	億元	1,210,207	3.0%	870,269	3.0%	913,027	5.2%
第一次産業	億元	88,345	4.1%	54,779	4.2%	56,374	4.0%
第二次産業	億元	483,164	3.8%	350,189	3.9%	353,659	4.4%
第三次産業	億元	638,698	2.3%	465,300	2.3%	502,993	6.0%
工業生産付加価値額	億元	-	3.6%	-	3.9%	-	4.0%
固定資産投資	億元	572,138	5.1%	421,412	5.9%	375,035	3.1%
東部地区投資	億元	-	3.6%	-	4.3%	-	4.5%
中部地区投資	億元	-	8.9%	-	10.0%	-	-0.9%
西部地区投資	億元	-	4.7%	-	6.7%	-	-0.4%
東北部地区投資	億元	-	1.2%	-	0.2%	-	-2.7%
第一次産業投資	億元	14,293	0.2%	10,558	1.6%	7,951	-1.0%
第二次産業投資	億元	184,004	10.3%	132,146	11.0%	116,808	9.0%
第三次産業投資	億元	373,842	3.0%	278,708	3.9%	250,276	0.7%
不動産開発投資	億元	132,895	-10.0%	103,559	-8.0%	87,269	-9.1%
社会消費品小売総額	億元	439,733	-0.2%	320,305	0.7%	342,107	6.8%
小売業	億元	395,792	0.5%	289,055	1.3%	305,002	5.5%
飲食業	億元	43,941	-6.3%	31,249	-4.6%	37,105	18.7%
自動車販売台数	万台	2,686	2.1%	1,947	4.4%	2,107	8.2%
卸売り物価指数 (PPI)		-	4.1% ↑	-	5.9% ↑	-	3.1% ↓
消費者物価指数 (CPI)		-	2.0% ↑	-	2.0% ↑	-	0.4% ↑
食品		-	2.4% ↑	-	1.9% ↑	-	1.1% ↑
衣服		-	0.5% ↑	-	0.6% ↑	-	0.9% ↑
全住民可処分所得 (実質)	元	36,883	2.9%	27,650	3.2%	29,398	5.9% ↑
都市可処分所得 (実質)	元	49,283	1.9%	37,482	2.3%	39,428	4.7% ↑
農村部純所得 (実質)	元	20,133	4.2%	14,600	4.3%	15,705	7.3% ↑
輸出入貿易総額	億ドル	63,096	4.4%	47,520	8.7%	44,102	-6.4%
一般貿易	億ドル	40,230	8.1%	30,431	12.5%	28,727	-4.8%
加工貿易	億ドル	12,684	-3.6%	9,585	2.3%	7,991	-16.6%
輸出総額	億ドル	35,936	7.0%	26,986	12.5%	25,203	-5.7%
輸入総額	億ドル	27,160	1.1%	20,534	4.1%	18,899	-7.5%
貿易黒字	億ドル	8,776	29.7%	6,452	50.9%	6,304	-2.3%
外貨準備高	億ドル	31,277	-3.8%	30,290	-5.4%	31,151	2.8%
対外債務残高	億ドル	24,528	-10.7%	24,815	-8.0%	-	-
社会融資増加額	億元	320,099	2.1%	277,728	12.1%	293,297	5.5%
非銀行融資増加額	億元	116,206	3.4%	101,078	31.5%	99,470	-1.9%
マネーサプライ M2	千億元	2,664	11.8%	2,627	12.1%	2,897	10.3%
外国投資契約件数	件	38,497	-19.2%	28,560	-20.7%	37,814	32.4%
外国投資実行総額	億ドル	1,891	8.0%	1,553	18.9%	1,281 (※)	-17.5% (※)
対外投資実行総額	億ドル	1,465	0.9%	859	6.3%	960	11.8%
上海株価指数		3,089	551 ↓	3,024	544 ↓	3,110	86 ↑
株式時価総額	億元	788,006	-14.0%	759,842	-12.4%	801,620	5.5%
株式取引総額の総計	億元	2,245,095	-13.0%	1,740,615	-8.8%	1,626,479	-6.6%
為替レート 1 US\$	元	6.9646	9.2%	7.0998	9.5%	7.1798	1.1%
100 円	元	5.2358	-5.5%	4.9276	-14.9%	4.8398	-1.8%
1 ユーロ	元	7.4229	2.8%	6.9892	-7.1%	7.5849	8.5%

※ 本稿編集日現在、商務部からの米ドル金額が未発表であるため、第 3 四半期に関する中国全国外資利用実績ベースの金額は 2023 年 9 月末現在の外貨管理局が発表した為替中間レートに基づき算出した参考値である。

★中国ビジネス相談Q & A

■ 企業所得税総括納税後の管理事項に関するリスクについて（1）

Q: 企業所得税総括納税後に起こりうる、税務機関からの疑問提起などの税務リスクについて、教えてください。

＜税務＞＜企業所得税総括納税＞＜税収リスクの管理＞

A: 2022 年度企業所得税総括納税は 2023 年 5 月 31 日に完了し、税務機関による企業所得税総括納税の後続管理がスタートしました。税収リスクを厳格に管理できていない企業も多く、今後、税務機関への説明など税務リスクに直面する可能性があります。本欄では、企業の税務リスクについて、以下の事例を通じてご説明いたします。

1. 企業所得税総括納税の後続管理に関する政策根拠

企業所得税優遇事項は、「自ら判別し、申告時に優遇を受け、関連の資料を保存して検査に備える」方法で処理します。企業は、経営状況及び関連の税収規定に基づいて優遇事項に規定された条件に合致するか否か自ら判断し、条件に合致する場合は「企業所得税優遇事項管理目録」（2017 年版）及びその他の関連文書の規定に則って自ら減免税額を計算して、企業所得税納税申告表に記入することで税収優遇を受けることができます。同時に、規定に従って関連の資料を収集、保存し、検査に備えます。同様に、2017 年以降は、企業が資産損失の控除を申告する場合、企業所得税年度納税申告表「資産損失税前控除及び納税調整明細表」に記入するだけでよく、関連の資料は企業が保存して検査に備えます。集積回路産業企業及びソフトウェア企業の所得税優遇を受ける場合は（リスト管理を行う場合を除く）、年度総括納税を完了した後、規定に従って税務機関に資料を提出する必要があります。

企業は優遇事項について保存している資料の真実税、合法性に対して法的責任を負います。

関連の政策根拠は以下の通りです。

No.	政策根拠
1	『 <u>国家税務総局の、改正後「企業所得税優遇政策事項手続弁法」の公布に関する公告</u> 』 (国家税務総局公告 2018 年第 23 号)
2	『 <u>財政部 税務総局 発展改革委 工業情報化部の、集積回路産業及びソフトウェア産業の質の高い発展を促進する企業所得税政策に関する公告</u> 』 (財政部 税務総局 発展改革委 工業情報化部公告 2020 年第 45 号)
3	『 <u>財政部 国家税務総局の、企業資産損失の税前控除政策の公布に関する通知</u> 』 (財税〔2009〕57 号)
4	『 <u>国家税務総局の、「企業資産損失所得税税前控除管理弁法」の公布に関する公告</u> 』 (国家税務総局公告 2011 年第 25 号)
5	『 <u>国家税務総局の、企業所得税資産損失資料の保存に関する事項についての公告</u> 』 (国家税務総局公告 2018 年第 15 号)

2. 企業所得税総括納税後の税務リスク事例

◆事例1：保存した資産損失資料の欠落

事例	A社は2022年総括納税の年に多額の在庫ロス（約500万円）が発生。2017年から資産損失税前控除の届出が廃止されたため、A社は資産ロスを直接税前控除処理し、対応する要保存資料は準備していなかった。 企業所得税総括納税の後続管理において、営業外支出科目で開示された金額が大きいため、税務機関が更なる資料の提出を要求した。A社はすぐに調査対応資料を提出することができず、また、金額が大きことから税務機関はA社に法定資格を有する仲介機関が発行する特別報告書の提出を求めた。調査対応資料の欠落により、A社の在庫ロスは税前控除不可と判定され、修正申告の後、企業所得税と滞納金を追納する必要が生じた。	
対策の提案	2017年から企業資産損失の税前控除申告が「届出制」から「調査対応制（訳注：資料を保存して調査に備える形式）」に変更されたが、税務主管機関が監督管理要求を完全に緩和したわけではない。企業はやはり「<u>国家税務総局の、『企業資産損失の所得税税前控除管理弁法』の公布に関する公告</u>」（2011年第25号）の要求に従って、企業に発生した資産損失について速やかに関連の調査対応資料を準備する必要がある。企業は資産損失に関する資料を完全に保存し、資料の真実性、合法性を保証しなければならない。 資産ロスは企業所得税の後続管理において注目すべき重要なリスクの一つである。そのため、調査対応資料が正確で完全であるかどうかを確認できない場合、総括納税機関において専門のサービス機関に判定の協力を求め、関連の税務リスクを低減されることをお勧めする。	
資料要件	企業の資産ロスに関する証拠には、法的効力を有する外部証拠及び特定事項の企業内証拠が含まれる。企業は申告した資産ロス事項について、規定に従い関連の資料を完全に保存しなければならない。 法的効力を有する外部証拠：司法機関、行政機関、専門技術鑑定部門などが法に基づき発行した企業の資産ロスに関する法的効力を有する書面文書を指し、主として以下を含む。 ①司法機関の判決又は裁定 ②公安機関の立件結了証明、回答 ③工商部門が発行した取消、抹消、廃業証明書 ④企業の破産清算公告または全額償還文書 ⑤行政機関の公文書 ⑥専門技術部門の鑑定報告書 ⑦法定資格を有する仲介機関の経済鑑定証明書 ⑧仲裁機関の仲裁文書 ⑨保険会社が保険資産に対して発行した保険調査書、保険金支払計算書などの保険伝票 ⑩法律の規定に合致するその他の証拠	特定事項の企業内証拠：会計計算制度が健全で、内部統制制度が整備されている企業が行う、各項資産に発生した毀損、廃棄、棚卸損、死亡、変質などの内部証明または責任を負う声明を指し、主として以下を含む。 ①会計計算に関する資料と原始証憑 ②資産棚卸表 ③関連の経済行為の業務契約 ④企業内技術鑑定部門の鑑定文書または資料 ⑤企業内承認文書及び関連状況の説明 ⑥責任者の経営管理責任による損失の責任認定及び賠償状況の説明 ⑦法定代表者、企業責任者、企業財務担当者が特定事項の真実性について法的責任を負う声明

「企業所得税総括納税後の管理事項に関するリスクについて（2）」へ続く

（作成：税務コンサルティング部 李靄）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 企業所得税総括納税後の管理事項に関するリスクについて（2）

Q: 企業所得税総括納税後に起こりうる、税務機関からの疑問提起などの税務リスクについて、教えて下さい。

＜税務＞＜企業所得税総括納税＞＜税収リスクの管理＞

A: 2022 年度企業所得税総括納税は 2023 年 5 月 31 日に完了し、税務機関による企業所得税総括納税の後続管理がスタートしました。税収リスクを厳格に管理できていない企業も多く、今後税務機関への説明など税務リスクに直面する可能性があります。本欄では、企業の税務リスクについて、以下の事例を通じてご説明いたします。

「企業所得税総括納税後の管理事項に関するリスクについて（1）」より続く

2. 企業所得税総括納税後の税務リスク事例（続き）

◆事例2：実際に支払われていない越境サービス費による納税調整の問題

事例	B 社は総括納税の年に国外企業に支払う必要がある商標特許権使用料 800 万元を計上。この特許権使用料は企業の商業的な理由で当年度に実際に支払われておらず、B 社も国外企業の代理納税を行っていない。B 社は国外企業と正式な商業契約を締結し、しかも既に国外企業が発行した形式發票を取得していることから、税前控除を支持するに十分と考えている。 しかし税務機関の後続管理において、税務機関は、B 社のこの未払い特許権使用料は企業所得税総括納税の年度控除ができないと考え、B 社に対し、修正申告し企業所得税 200 万元と滞納金を追納するよう要求。
対策提案	関連政策によると、国外企業が発行した形式發票を取得するだけでは関連費用の税前控除を支持するに十分ではなく、企業は更に関連税費の納付証票を準備しておく必要がある。そのため、B 社は企業所得税総括納税の前に、その年に発生した国外調達サービスについての納税状況を全面的にチェックしておかなければならない。また、非貿易送金自体の潜在的な税務リスクに注意する必要がある。非貿易送金に対して、企業は支払われた費用の真実性、合理性、受益性の証明資料を収集して準備しておかなければならず、同時に、関連の譲渡定価に関するリスクを考慮しなければならない。 次に、商標特許権使用料の支払いについても、B 社は税関監督管理方式「特許権使用料後続徴税」、コード 9500 の申告要求に注意する必要がある。このような貨物に関する特許権使用料の非貿易支払いについては、税関の要求に応じて支払い後 30 日以内に税関申告を行わなければならない。さもなくば、1 日あたり 1 万分の 5 の滞納金納付の処罰が課される。 最後に、企業にとって、全体的に非貿易送金(サービス料 vs. 特許権使用料)自体の課税方法や適用税目、税率の判定は一定程度複雑であり、現在の届出制で非貿易送金の処理をする際には企業は税務処理の方法を適切に把握し、税務リスクを回避しなければならない。但し、税収利益も保証しなければならない。 以上より、B 社と同様の問題がある会員企業は早めにこの事柄に注目し、企業所得税総括納税の準備をされるようご提案する。また、必要に応じて専門のサービス機関の非貿易送金に関する税務作業への協力を求めることも重要である。

◆事例3：控除証憑の不適による企業所得税リスク

事例	事例1： C社は、2022年企業所得税総括納税時に業務接待費200万元を申告した。主管税務機関が増値税發票電子台帳から抜き出したC社の伝票受領情報を見たところ、会社が開示した業務接待などの科目の金額は、会社が受領した發票のうち「餐」の文字のある發票の金額(500万元)より明らかに小さいため、C社に対し、更にその相違の原因を確認し説明するよう要求。 事例2： D社は、2022年企業所得税総括納税の提出時に利息支出500万元を申告。主管税務機関が増値税發票台帳から抜き出したD社の發票受領情報を見たところ、会社が開示した財務費用——利息支出科目の金額が、会社が受領した發票のうち「利息」とある發票の金額(200万元)より明らか大きいため、D社に対し、更にその相違の原因を確認し説明するよう要求。
対策提案	税務機関は企業の証憑管理に対する要求を日々厳格化しており、ビッグデータの運用を通じて、電子台帳からキーワードで直接選別し、企業の費用計上状況を分析、鑑別する機能を初期的に実現した。特に医薬、飲食などの業界に対しては發票管理のリスクは極めて高く、税務機関の検査ではここに重点を置いている。企業は効果的な証憑管理を行い、發票を適時収集できない場合と取得できない場合を区分して、的確に処理し、対応されるようご提案する。

弊社「税務コンサルティング部」は、税務リスク管理における豊富な実務経験を持ち、納税コンプライアンス審査、年度税務顧問、税務特別サービス、譲渡価格サービス、資本運営サービス、社内税務研修など、総合的なコンサルティングサービスを提供しています。ご質問、ご相談は随時弊社会員担当（shcs@shcs.com.cn）までご連絡下さい。

以上

（作成：税務コンサルティング部 李靄）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（1）

Q: このほど国務院、商務部から公布された自由貿易試験区（以下、自由貿易区）、自由貿易港（以下、自由貿易港）に関する政策について、教えてください。

<法律法規><自由貿易試験区><海南自由貿易港><重点作業><貿易><商務人員臨時入国>

A: 自由貿易区建設10周年を契機に、商務部は2023年6月、「自貿試験区重点作業リスト(2023～2025年)」（以下、「作業リスト」）を制定、公布し、2023～2025年に関連の自由貿易区が自主的に推進する164項目の重点作業を明らかにしました。また同月、国務院は「条件を備えた自由貿易試験区及び自由貿易港において国際的に高標準な制度型開放の試験実施を推進することに関する若干措置（中国語：關於在有条件的自由貿易試験区和自由貿易港試点对接國際高標準推進制度型開放的若干措施）」（以下、「若干措置（33条）」）を公布し、率先して上海、広東、天津、福建、北京など、条件を備えた自由貿易試験区と海南自由貿易港において関連する国際的に高標準な経済貿易ルールを試験的に適用し、制度型開放を着実に拡大させることを明らかにしました。

1. 自由貿易区の概況

(1) 全国自由貿易区のこれまでの発展

中国自由貿易区の発展の歴史は、以下の通りです。

段階	時期	措置
第一段階 (スタート)	2013年9月29日	上海に自由貿易試験区を設立することを発表。これが中国自由貿易区建設の始まりとなる。
第二段階 (拡張)	2014年4月	広東、天津、福建に3つの自由貿易試験区を設立することを発表。
第三段階 (深化)	2015年3月	遼寧、浙江、湖北、河南、江蘇、山東、河北、重慶、陝西、四川、寧波舟山、辺境のイミグレーション、海南に自由貿易試験区を設立することを発表。これにより中国自由貿易区の建設が全面的に推進される新たな段階に入った。
第四段階 (新時代)	2020年	2020年9月、北京自由貿易区が正式に成立し、同時に全国で多数の自由貿易片区が新設された。 【例】中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区、中国(浙江)自由貿易試験区杭州片区など。

(2) 自由貿易区の政策的優位性

- ①市場参入の緩和：自由貿易区内の企業は、税収優遇、行政審査の減免など、より優遇された政策を受けることができます。
- ②貿易自由化の推進：自由貿易区は貿易自由化をさらに推進し、関税の低減、サービス貿易開放の拡大

などを行います。

③金融サービスの革新：自由貿易区は金融サービスをさらに革新し、金融イノベーションを推進します。

④経済のアップグレードの推進：経済のアップグレードを推進し、企業のハイエンド製造業、サービス業など高付加価値な分野へのモデルチェンジ、アップグレードを誘導します。

(3) 現在設立されている自由貿易区は全国 20 カ所

2013 年 9 月、上海自由貿易試験区が設立され、中国は正式に自由貿易区の建設を開始しました。現在までに、全国 20 カ所の自由貿易区と海南自由貿易港が建設されています(リストは以下第 2 項参照)。

商務部のデータによると、設立開始から 10 年、中国の自由貿易区は累計 278 項目の制度改革成果を形成し、投資の便利化、貿易の便利化、金融開放の革新、事中事後の監督管理など、様々な分野をカバーしています。

2. 「自貿試験区重点作業リスト（2023～2025 年）」の概要

2023 年 6 月 20 日に発表された「作業リスト」は、各自由貿易区の向こう 3 年間(2023～2025 年)の仕事の重点について具体的な手配を行うものです。以下はリストからの抜粋です。これによると、自由貿易区の立地や特徴ごとに、産業、国際的な位置づけ、方向性が異なっていますので、企業が投資エリアを選択する際には、自社の産業の特徴やニーズに基づいて、将来の可能性が大きく産業のマッチングができる自由貿易区を選択することができます。

全国 20 の自由貿易区(2023～2025 年)の一部重点任務は次のとおりです。

No.	自由貿易区名称	一部重点任務（2023～2025 年）
1	上海自由貿易試験区（＊）	国際的に一流の経営環境を構築し、「一網通弁」「一業一証」改革を深く掘り下げて推進する。多国籍企業本部経済集積区を構築する。国際化デジタル経済高地を構築し、率先して付加価値電信領域の対外開放の深化を図る。世界レベルのバイオ医薬産業クラスターの建設を加速し、「張江研究開発+上海製造」行動を実施する…
2	広東自由貿易試験区（＊）	香港・マカオの規則との連携、メカニズムの併合を推進する。「大湾区組合せ港」「湾区一港通」の建設を推進する。広東・香港・マカオ大湾区の国際仕分センターの建設を加速する。前海深港国際法務区を建設する。深港現代サービス業の特色を持つ総合保税区の建設を支持する…
3	天津自由貿易試験区（＊）	自動車多元化革新業態の発展を推進する。商業ファクタリングの集積、イノベーションを実施する。国際イノベーション医療リハビリ区を建設する。世界レベルのレンタル産業クラスターを建設する。東疆デジタル貨物テーマ園を建設し、貨物輸送人工知能科学イノベーションセンターを推進する。自動車エンジン、変速機などの製品の保税再製造試験の推進を積極的に探索する…

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025 年）」

及び自貿区、自貿港制度開放 33 カ条について（2）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 各自貿区重点作業リスト（2023～2025 年） 及び自貿区、自貿港制度開放 33 カ条について（2）

Q: このほど国務院、商務部から公布された自由貿易試験区（以下、自由貿易区）、自由貿易港（以下、自由貿易港）に関する政策について、教えてください。

＜法律法規＞＜自由貿易試験区＞＜海南自由貿易港＞＜重点作業＞＜貿易＞＜商務人員臨時入国＞

A: 自由貿易区建設 10 周年を契機に、商務部は 2023 年 6 月、「自貿試験区重点作業リスト(2023～2025 年)」（以下、「作業リスト」）を制定、公布し、2023～2025 年に関連の自由貿易区が自主的に推進する 164 項目の重点作業を明らかにしました。また同月、国務院は「条件を備えた自由貿易試験区及び自由貿易港において国際的に高標準な制度型開放の試験実施を推進することに関する若干措置（中国語：關於在有条件的自由貿易試験区和自由貿易港試点对接國際高標準推進制度型開放的若干措施）」（以下、「若干措置（33 条）」）を公布し、率先して上海、広東、天津、福建、北京など、条件を備えた自由貿易試験区と海南自由貿易港において関連する国際的に高標準な経済貿易ルールを試験的に適用し、制度型開放を着実に拡大させることを明らかにしました。

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025 年）

及び自貿区、自貿港制度開放 33 カ条について（1）」より続く

2. 「自貿試験区重点作業リスト（2023～2025 年）」の概要（続き）

No.	自由貿易区名称	一部重点任務（2023～2025 年）
4	福建自由貿易試験区（*）	一流の法律サービス集積区を建設し、「兩岸（中国本土と台湾）」司法研究センターを設立する。「兩岸」の職業資格のドッキング・相互認識プラットフォームを建設する。海洋経済発展モデル区の建設を推進する。IoT 産業基地を建設する…
5	遼寧自由貿易試験区	高品質の水素エネルギー、バイオ医薬などの重点産業クラスターを成長させる。大口商品貿易制度の革新を図り、原油、液化天然ガス、食糧、鉄鉱石などの輸出入を推進する。国際芸術品保管センター及びデジタル化認証プラットフォームの建設を加速させる…
6	浙江自由貿易試験区	越境 EC、市場調達貿易など外国貿易の新業態、新モデルの発展を推進する。知的財産権分野で先行試験を実施する。自動車及び自動車部品、新材料、デジタルセキュリティ、集積回路、数値制御工作機械など先進製造業クラスターの発展を推進する。世界一流の石化産業クラスターを建設する。デジタル経済の高品質発展モデル区を建設する…
7	河南自由貿易試験区	「一帯一路」にサービスを提供する現代総合交通ハブを構築する。新エネルギー及びスマートネット自動車産業の発展を加速させる。医療大健康産業体系の構築を加速し、産業園区「健康楽谷」の建設を加速させる。国際スマート製造合作モデル区を構築する。

日刊華鐘通信 No. 5530		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2023年8月18日(金)
		バイオワクチン産業の質の高い発展を推進する…	
8	湖北自由貿易試験区	レーザー、集積回路、新型ディスプレイなどの産業基地の建設を推進する。デジタル自由貿易の建設を推進し、5G、ブロックチェーン、北斗 (BDS) などのデジタル経済先端領域に焦点を合わせる。国際的な影響力のあるバイオ医薬産業園区を構築する。グリーン自由貿易の建設を加速させ、新エネルギー車、自動車部品及び機電製品の再製造などを大いに発展させる…	
9	重慶自由貿易試験区	金融、科学技術、医療、貿易、デジタル経済などの分野に焦点を当て、共同で重大な制度改革を実施する。仕分集散センターの建設を加速させる。西部金融センターの共同建設に援助する。電子情報や新エネルギー車など先進製造業のクラスターを構築する。長江経済ベルト物流ハブの建設を加速させる…	
10	四川自由貿易試験区	東部地域の優勢産業の移転を推進し、産業集積を実現させる。西部(成都)科学城の建設を加速させ、天府実験室などの建設を深く掘り下げて推進し、人工知能、集積回路、新エネルギーなどの産業生態を構築する。紡績、紡織、紡織品の生産に焦点を当てる…	
11	陝西自由貿易試験区	「一带一路」国際交流合作を拡大し、「中国－ロシアセンター」などの重点プロジェクトの建設を推進する。大健康産業革新モデル基地を建設する。国際的な影響力のある太陽光産業クラスターを建設する。質の高い中欧班列西安集結センターを建設する…	
12	山東自由貿易試験区	中日韓高標準地方経済貿易合作先導区を建設する。革新的医薬品、医療機器、漢方医薬、美容医療アンチエイジングなどの重点産業の開放、発展を推進する。北東アジア国際海上運輸ハブを建設する。海洋経済革新区を構築し、水産動植物の種苗の人工養殖業、海洋工学装置、ブルーカーボン経済などの分野に焦点をあてる…	
13	江蘇自由貿易試験区	世界的な影響力のあるバイオ医薬産業クラスターの構築を加速させる。デジタル貿易を大いに発展させ、「国境を越えたデジタル貿易」公共サービスプラットフォームを構築する。知的財産権金融革新モデル区を構築する。ハイエンド石化産業先行区を構築する…	
14	広西自由貿易試験区	RCEP 加盟国との経済貿易提携を深化させ、高い基準で中国－ASEAN 経済貿易センターを建設する。電子情報産業の発展を推進し、東部地域のハイエンド電子情報産業の段階的な移転を積極的に受け入れる…	
15	河北自由貿易試験区	京津冀自由貿易試験区の協同革新を推進する。デジタルビジネス発展モデル区を構築する。バイオ医薬及びハイエンド医療機器産業開放革新先導区を建設する。国家輸入ハイエンド装置再製造産業モデル園区を建設する…	

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025 年）

及び自貿区、自貿港制度開放 33 カ条について（3）」へ続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（3）

Q: このほど国務院、商務部から公布された自由貿易試験区（以下、自由貿易区）、自由貿易港（以下、自由貿易港）に関する政策について、教えてください。

＜法律法規＞＜自由貿易試験区＞＜海南自由貿易港＞＜重点作業＞＜貿易＞＜商務人員臨時入国＞

A: 自由貿易区建設10周年を契機に、商務部は2023年6月、「自貿試験区重点作業リスト(2023～2025年)」（以下、「作業リスト」）を制定、公布し、2023～2025年に関連の自由貿易区が自主的に推進する164項目の重点作業を明らかにしました。また同月、国務院は「条件を備えた自由貿易試験区及び自由貿易港において国際的に高標準な制度型開放の試験実施を推進することに関する若干措置（中国語：關於在有条件的自由貿易試験区和自由貿易港試点对接國際高標準推進制度型開放的若干措施）」（以下、「若干措置（33条）」）を公布し、率先して上海、広東、天津、福建、北京など、条件を備えた自由貿易試験区と海南自由貿易港において関連する国際的に高標準な経済貿易ルールを試験的に適用し、制度型開放を着実に拡大させることを明らかにしました。

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（2）」より続く

No.	自由貿易区名称	一部重点任务（2023～2025年）
16	雲南自由貿易試験区	辺境越境経済合作モデルのイノベーションを図る。南アジア、東南アジアを結ぶ国際開放通路を建設し、中国・ラオス鉄道王家営越境物流産業集積区の建設を推進する。南アジア、東南アジア向けの地域グリーンエネルギー合作センターを構築する…
17	黒竜江自由貿易試験区	現有の取引場所による大口商品の国際現物取引を展開する。ハイエンド装置製造産業基地を構築する。中露越境総合物流ハブなどのプロジェクトの実施を推進する。中露の特色ある産業合作を推進する…
18	北京自由貿易試験区（*）	デジタル貿易港の建設を推進し、データの国境を越えた流動の整備を探索する。国際知的財産権価値実現の高地を建設する。全世界に向けた国際商事争議解決センターを建設する。国際人材の全段階管理サービスシステムを構築する。グリーン金融を大いに発展させる。国際バイオ経済イノベーション策源地を構築する…
19	湖南自由貿易試験区	国際競争力のある先進製造産業クラスターを構築し、世界レベルの建設機械産業クラスターを建設する。貿易の革新的発展を推進し、建設機械中古設備輸出貿易監督管理の新モデルを探索する…
20	安徽自由貿易試験区	国際競争力のある集積回路産業クラスターを育成する。グローバルな影響力を持つ「量子センター」を育成する。新エネルギー車及びスマート(コネクテッド)カーの「スマートマトリックス」を育成し、新エネルギー車プロジェクトの建設を推進する。長江グリーン低炭素「中国環境バレー」を構築する…

(*)印のある5つの自由貿易区は以下の第3部分「若干措置(33条)」中で先行試験を行うことが指定されており、国際的な高基準の自由貿易区とのドッキングの試験実施となります。

3. 「若干措置 (33 条)」の主な内容

高水準の対外開放を更に推進し、自由貿易区の向上戦略を実施するため、商務部は2023年6月末、「若干措置(33条)」を公布しました。これにより、上記20カ所の自由貿易区のうち、外向型で、経済発展レベルが高く、応用シーンが豊富で、監督管理能力が強い上海、広東、天津、福建、北京の自由貿易区5カ所(上表(*)印)と海南自由貿易港を選択して、先行試験が実施されます。「若干措置(33条)」は主として貨物貿易、サービス貿易、ビジネスパーソンの臨時入国、デジタル貿易、経営環境、リスク防止の6つの分野に焦点を当て、具体的な試験実施措置とリスク防止措置を提起しています。

今回の先行試験の主な内容(概要)は、以下の通りです。表内は引用部分で、太字下線箇所は重点内容です。

(1) 通関利便化の促進

①通関時間の透明性を更に向上

「若干措置(33条)」は、試験実施地域における航空便速達貨物と一般貨物の通関時間の基準を更に明確にしています。通関時間基準の透明性を高めることは、経営主体の輸入段階における予測性を向上させる一助となり、貿易発展の促進、より良い環境の創造に役立つものです。

7. 中国の税関監督管理の要求に合致し、必要な検疫手順を完了する前提で、試験実施地域の税関は、必要な税関書類を提出済の航空便速達貨物について、正常な場合到着後6時間以内に通関を許可する。

8. 中国の関連法律法規や規定に合致し、かつ、必要な検疫手順を完了する前提で、試験実施地域の税関は、到着済で、通関に必要な全ての書簡を提出済の貨物について、可能な限り48時間以内に通関を許可する。

②通関コストを更に低減

税関は原産地証明書の微細なミスを確認することを明確にしました。貨物の原産資格が確認できる状況で、企業の関税優遇の享受に影響を与えず、企業は申請資料を繰り返し修正したり提出したりする必要がなくなります。これは、企業の資金、労力、時間的コストを削減する一助となります。また、事前裁定の根拠となる法律、事実、状況に変更が発生していない状況において、企業の申請期間延長を許可することを明確にしました。これは、事前裁定の決定の連続性を保証し、新旧裁定間の空白を回避し、貿易利便化水準の向上に役立つものです。

5. 試験実施地域の税関は、原産地証明書に印刷ミス、タイプミス、重要でない情報の漏れなど、微細なミス又は書類間の細かい相違が存在するというだけで、貨物に優遇関税待遇を与えることを拒否してはならない。

6. 税関事前裁定申請者は、事前裁定の根拠となる法律、事実、状況に変更が発生していない状況において、試験実施地域の税関に事前裁定期間の延長を申請することができ、試験実施地域の税関は、裁定有効期間満了前に迅速に決定を下さなければならない。

「各自貿区重点作業リスト (2023~2025 年)

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について(4)」へ続く

(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（4）

Q: このほど国務院、商務部から公布された自由貿易試験区（以下、自由貿易区）、自由貿易港（以下、自由貿易港）に関する政策について、教えてください。

＜法律法規＞＜自由貿易試験区＞＜海南自由貿易港＞＜重点作業＞＜貿易＞＜商務人員臨時入国＞

A: 自由貿易区建設10周年を契機に、商務部は2023年6月、「自貿試験区重点作業リスト(2023～2025年)」（以下、「作業リスト」）を制定、公布し、2023～2025年に関連の自由貿易区が自主的に推進する164項目の重点作業を明らかにしました。また同月、国務院は「条件を備えた自由貿易試験区及び自由貿易港において国際的に高標準な制度型開放の試験実施を推進することに関する若干措置（中国語：關於在有条件的自由貿易試験区和自由貿易港試点对接國際高標準推進制度型開放的若干措施）」（以下、「若干措置（33条）」）を公布し、率先して上海、広東、天津、福建、北京など、条件を備えた自由貿易試験区と海南自由貿易港において関連する国際的に高標準な経済貿易ルールを試験的に適用し、制度型開放を着実に拡大させることを明らかにしました。

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（3）」より続く

3. 「若干措置（33条）」の主な内容（続き）

(2) 貨物貿易自由化を継続的に推進

①重点業界の再製造製品の輸入を試験実施

条件に合致する輸入再製造製品に対し、中国の中古品輸入の禁止または制限に関する措置を適用しないことを明確にしました。これにより、再製造製品の輸入を促進し、国内の需要を満たすほか、企業のコストを低減し、消費者の選択肢を増やすことになります。

1. 試験実施地域が重点業界の再製造製品の輸入を試験実施することを支持する。関連の輸入製品には、中国の中古品輸入を禁止又は制限する措置を適用しないが、同等の新製品に対する国の全ての適用技術要求（品質特性、安全環境保護性能等を含むがこれらに限らない）及び再製造製品に関する規定に合致しなければならない、かつ、わかりやすい位置に「再製造品」の文字を表示しなければならない。

試験実施地域は、自身が実際に提起した試験実施方案に基づき、関連の輸入製品リスト及び適用する具体的な基準、要求、合格評定の手順及び監督管理措置を明確にする。関連部門は、試験実施方案を受け取ってから6か月以内に共同で検討し、決定を下さなければならない。関連部門及び地方は、再製造製品に対して監督管理、検査を強化し、再製造製品の名目で海外ゴミや中古品を輸入することを厳重に防止する。

②一時出国し修理後に再び海南自由貿易港に持ち込まれる航空機と船舶の関税を免除

現行の規定によると、国外に輸送して修理する航空機、船舶などの輸送手段は、出国時に税関に申告

しており、税関が規定する期限内に再度国内に持ち込んだ場合、国外での修理費と部品代について審査の上で納税価格を確定し、証明に従って関税が徴収されます。しかしながら、今回の「若干措置（33条）」では、海南自由貿易港を主たる運航基地とする航空企業が運航する航空機、及び海南自由貿易港に登録登記し独立した法人格を有する海運会社が運営する、海南自由貿易港内の港を船籍港とする船舶に対して、一時出国して修理した後に再度海南自由貿易港に持ち込む場合、付加価値の有無に関わらず、関税が免除されます。この制度改革により、航空会社や海運会社は修理コストを低減し、海南自由貿易港の政策メリットをよりよく享受することができます。

③国外から海南自由貿易港税関特殊監督管理区域への持ち込みを許可した貨物を修理し、再度国外に持ち出す場合、関税を免除

この措置は現在海南自由貿易港の税関特殊監督管理区域に持ち込んで修理する貨物の“第一線”輸入の保税、再輸出の免税を直接免税に調整し、現行の保税政策のブレイクスルーを果たすものです。同時に、再び出国しない貨物を国内販売に転じることを許可し、関連の修理産業の発展に役立てます。

3. 国外から一時的に試験実施地域へ持ち込み修理した貨物を再び出国させる場合、関税の徴収を免除する。 再出国せずに国内販売に転ずる場合は、証明に従い関税を徴収する。

(3) ビジネスパーソンの臨時入国の便利化

①専門家が帯同する配偶者の滞在期限を緩和し、外国人専門家の家族が訪中し同居する場合に便利な条件を提供して、専門家人材が中国で安心して勤務し、生活できるよう保障します。これは国際人材の集中に役立ち、試験実施地域内の知識、技術、資本、市場などの各種発展要素の流動を促進するものです。

17. 試験実施地域内の外商投資企業内部で専門家を異動させた場合、その帯同の配偶者や家族は、当該専門家と同じ入国及び一時滞在期間を享受することを許可する。

②高級管理職及び家族の一時入国、滞在の有効期間を2年に緩和し、投資の視察、分公司や子会社の設立準備のために入国する外国企業の高級管理職及びその配偶者、家族には、入国、滞在、居住の便宜を図ります。

18. 試験実施地域で分公司や子会社の設立を予定する外国企業の高級管理職に対し、臨時入国滞在有効期間を2年に緩和し、かつ、帯同する配偶者や家族が同人と同じ入国及び臨時滞在期間を享受することを許可する。

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（5）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 各自貿区重点作業リスト（2023～2025年） 及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（5）

Q: このほど国務院、商務部から公布された自由貿易試験区（以下、自由貿易区）、自由貿易港（以下、自由貿易港）に関する政策について、教えてください。

＜法律法規＞＜自由貿易試験区＞＜海南自由貿易港＞＜重点作業＞＜貿易＞＜商務人員臨時入国＞

A: 自由貿易区建設10周年を契機に、商務部は2023年6月、「自貿試験区重点作業リスト(2023～2025年)」（以下、「作業リスト」）を制定、公布し、2023～2025年に関連の自由貿易区が自主的に推進する164項目の重点作業を明らかにしました。また同月、国務院は「条件を備えた自由貿易試験区及び自由貿易港において国際的に高標準な制度型開放の試験実施を推進することに関する若干措置（中国語：關於在有条件的自由貿易試験区和自由貿易港試点对接國際高標準推進制度型開放的若干措施）」（以下、「若干措置（33条）」）を公布し、率先して上海、広東、天津、福建、北京など、条件を備えた自由貿易試験区と海南自由貿易港において関連する国際的に高標準な経済貿易ルールを試験的に適用し、制度型開放を着実に拡大させることを明らかにしました。

「各自貿区重点作業リスト（2023～2025年）

及び自貿区、自貿港制度開放33カ条について（4）」より続く

3. 「若干措置（33条）」の主な内容（続き）

(4) 金融措置

- ① 特定の新金融サービス以外に、内外資金融機関の同類サービスの実施を許可します。内外資一致の原則を堅持し、外資系金融機関の国民待遇を保障します。
- ② 金融サービス審査認可期間を短縮します。例えば試験実施地域において国外の金融機関などが提出した金融サービス実施の申請を受けた場合、原則として120日以内に決定します。
- ③ 試験実施地域に登録した企業、試験実施地域で勤務または生活している個人が法に基づいて国境を越えて国外の金融サービスを購入することを許可し、個人や企業の金融サービスに対する多元的ニーズを満たします。国外の金融サービスの具体的な種類は金融主管部門が別途規定します。
- ④ 真実でコンプライアンスに叶う外国投資家の投資に関連する全ての移転は、自由に送金、入金することを許可し、且つ遅延を無くします。国境を越えた投資により発生する資本の出資、配当所得、株式譲渡などは、真実でコンプライアンスに叶う前提で、銀行が適時資金の送金、入金を処理します。

21. 試験実施地域は、真実でコンプライアンスに叶う場合、外国投資家の投資に関する全ての移転を自由に送金、入金でき、かつ、遅延がないことを許可しなければならない。この種の移転には、資本出資、利益、配当、利息、資本収益、特許権使用料、管理費、技術指導料及びその他の費用、全部又は一部の投資売却所得、全部又は一部の投資清算所得、貸付合意書を含む契約に基づいて支払われる金銭、法に基づき取得した補償又は賠償、紛争の解決のため発生した金銭が含まれる。

(5) 国際高標準経済貿易ルールに合わせたことによりビジネス環境に与えるその他の変更

①知的財産権の分野

特許公報の内容を更に整備し、審査過程で考慮する特許申請者や関連の第三者が提出した特許及び非特許文献の引用文を公開情報に入れることを明確にしました。これにより、申請者や公衆が特許申請事案を適時、便利に閲覧できるようになります。また、知的財産権の救済、保全措置を最適化し、司法救済の即時性、有効性を向上させ、当事者の権益保護を強化します。

②競争政策の分野

不正競争行為の嫌疑を調査する際、調査対象の経営者に対して指導を与え、経営者が関連の承諾を行って承諾に従い速やかに是正し、危害の結果を主動的に除去または軽減した場合、法に基づいて行政処罰を軽くしたり、軽減したり、行わなかったりすることができます。

③政府調達分野

現行の調達方式の審査管理を変更しないことを前提として、調達者に対し、結果公告の中で同時に単一ソースの調達方式を採用する理由を公開するよう要求します。また、公開入札額以下で単一ソースの調達方式を採用するプロジェクトに対しても公開することとし、単一ソース調達の透明性を更に高めます。これは、社会の監督を強化し、政府調達市場の公平な競争を促進する一助となるものです。

④環境保護の分野

条件を備えた企業が率先して国際標準やガイドラインに合わせ、自発的に環境保護責任を全面的に実施することを奨励します。試験実施地域内の企業、商業組織、非政府組織などが環境業績を高める自発的メカニズムを構築することを支援し、企業事業単位が自発的に環境情報を開示することを奨励し、政府の監督管理と有益な相互補完を形成し、より多くの企業が自発的に環境管理に参加することを促進し、共に環境を保護する良好な雰囲気を作ります。

今回上海、広東、天津、福建、北京の自由貿易区5カ所と海南自由貿易港で試験実施する「若干措置(33条)」は、実施から1年後に商務部が系統的に総括評価を実施し、試験効果が良好で、リスクコントロール可能な試験措置を他の自由貿易区に複製し、普及させるとされています。関連の区内企業は、所在する自由貿易区主管部門が公布する最新政策に注目し、適時把握し、運用することが大切です。

以上

(作成：公開部 俞穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 2023 年度第 3 四半期の最低賃金基準について

Q: 各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A: 2023 年 9 月 30 日までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

2023 年 9 月末までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

(着色部分が 2023 年第 3 四半期の新規公布)

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準

(単位：人民元)

No.	地区	実施日	最低月給額(一地区内で異なる基準のある地区は複数表示)			
1	上 海	2023. 07. 01	2, 690			
2	天 津	2021. 07. 01	2, 180			
3	広東(深圳除く)	2021. 12. 01	2, 300	1, 900	1, 720	1, 620
	広東深圳	2021. 12. 01	2, 360			
4	北 京	2023. 09. 01	2, 320→2, 420			
5	浙 江	2021. 08. 01	2, 280	2, 070	1, 840	
6	江 蘇	2021. 08. 01	2, 280	2, 070	1, 840	
7	山 東	2021. 10. 01	2, 100	1, 900	1, 700	
8	陝 西	2023. 05. 01	2, 160	2, 050	1, 950	
9	新 疆	2021. 04. 01	1, 900	1, 700	1, 620	1, 540
10	河 北	2023. 01. 01	2, 200	2, 000	1, 800	
11	内 蒙 古	2021. 12. 01	1, 980	1, 910	1, 850	
12	山 西	2023. 01. 01	1, 980	1, 880	1, 780	
13	河 南	2022. 01. 01	2, 000	1, 800	1, 600	
14	貴 州	2023. 02. 01	1, 890	1, 760	1, 660	
15	雲 南	2022. 10. 01	1, 900	1, 750	1, 600	
16	湖 北	2021. 09. 01	2, 010	1, 800	1, 650	1, 520
17	江 西	2021. 04. 01	1, 850	1, 730	1, 610	
18	遼 寧	2021. 11. 01	1, 910	1, 710	1, 580	1, 420
19	安 徽	2023. 03. 01	2, 060	1, 930	1, 870	1, 780
20	四 川	2022. 04. 01	2, 100	1, 970	1, 870	
21	福 建	2022. 04. 01	2, 030	1, 960	1, 810	1, 660
22	重 慶	2022. 04. 01	2, 100	2, 000		
23	黒龍江	2021. 04. 01	1, 860	1, 610	1, 450	
24	吉 林	2021. 12. 01	1, 880	1, 760	1, 640	1, 540
25	寧 夏	2021. 09. 01	1, 950	1, 840	1, 750	
26	甘 肅	2021. 09. 01	1, 820	1, 770	1, 720	1, 670
27	海 南	2021. 12. 01	1, 830	1, 730	1, 680	
28	西 蔵	2023. 09. 01	1, 850→2, 100			
29	広 西	2020. 03. 01	1, 810	1, 580	1, 430	
30	湖 南	2022. 04. 01	1, 930	1, 740	1, 550	
31	青 海	2023. 02. 01	1, 880			

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ①『最低賃金規定』（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：《最低工資規定》）
 ②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育(出産)休暇、避妊手術休暇等、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

- a) 時間外労働報酬
 b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害等特殊労働環境、条件で支払う手当
 c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等。主には、以下の項目が含まれます。
- ・労働者に研修を受けさせる費用
 - ・国家労働安全衛生規定に基づき労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服等）
 - ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費等。

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(※) 食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分	
江蘇省	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分	
寧夏回族自治区	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(上海市と同じ)
その他省・市	上記①a)～c)	

以 上

(作成：HR 諮詢部 楊建成)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2023年度の上海市の都市従業員社会保険制度について

Q: 2023年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、教えてください。

＜社会保険＞＜養老保険＞＜医療保険＞＜失業保険＞＜生育保険＞＜労災保険＞

A: 2023年度の上海市の都市従業員社会保険制度について、以下ご紹介します。

1. 最近の動向について

- (1) 上海市人的資源・社会保障局の「本市 2023 年度の社会保険の納付基数上下限の通告（2023 年 6 月 28 日公布）」に基づき、2022 年度全口径城鎮単位就業人員平均月給が 1 万 2,183 元で、2023 年 7 月 1 日より、上海市の社会保険料の納付基数の上下限はそれぞれ 3 万 6,549 元と 7,310 元となります。
- (2) 上海市住宅積立金管理委員会の「2023 年度上海市住宅積立金の納付基数、比率及び月納付額上下限の調整に関する通知（2023 年 6 月 30 日公布）」に基づき、2023 年 7 月 1 日より、上海市の住宅積立金の納付基数の上下限は、それぞれ 3 万 6,549 元と 2,590 元となります。
- (3) 上海市人的資源・社会保障局の「本市最低賃金基準の調整に関する通知（2023 年 6 月 30 日公布）」に基づき、2023 年 7 月 1 日より、月最低賃金基準は 2,590 元から 2,690 元に、時間給最低賃金基準は 23 元から 24 元になります。

1. 納付比率・会社と個人の負担割合について

2023 年度（2023 年 7 月～2024 年 6 月）の上海市社会保険の会社負担分と従業員個人負担分の納付比率を下表にて纏めます。

項目		会社負担分	従業員個人負担分
社会 保 険	養老保険	16%	8%
	医療保険 (生育保険を含む)	10%(内訳：基本 7.5%、 地方付加 1.5%、生育 1%)	2%
	失業保険	0.5%	0.5%
	労災保険	0.16～1.52%	-
住宅 積立金	基本住宅積立金	5%～7%	5%～7% (会社と同じ比率で納付)
	補充住宅積立金 (※)	0～5%	0～5% (会社と同じ比率で納付)
合計		31.66～40.02%	15.5～22.5%

※補充住宅積立金については、法的に加入義務があるわけではなく、会社の意思によって加入するものです。加入する場合、その納付比率は、最低 1%、最高 5%となります。

2. 納付基数について

- (1) 社会保険の実際の負担額に関しては、従業員一人一人の前年度本人平均月収（新入社員の場合は入

社1ヶ月目の給与)に基づき納付基数を定め、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員個人負担額を計算します。前年度本人平均月収とは、前年通年の残業代やボーナスを含む総給与支給額の月額平均値を指します。また、納付基数には上限と下限が毎年設定されており、2023年7月～2024年6月の社会保険の納付基数の上下限は7,310～3万6,549元です。

- (2) 住宅積立金の納付基数は、従業員一人一人の前年度本人平均月収（新入社員の場合は入社1ヶ月目の給与）となっています。その納付基数の上下限も毎年更新され、2023年7月～2024年6月の住宅積立金の納付基数の上下限は2,590～3万6,549元です。

3. 納付額について

上記の社会保険と住宅積立金の納付基数と納付比率に基づき、2023年7月～2024年6月の期間中の会社負担額と従業員個人負担額の上下限は下表の通り概算します。

項目		会社負担額	従業員個人負担額
社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月給×16% 上限：36,549×16%=5,848元 下限：7,310×16%=1,170元	従業員本人の前年度平均月給×8% 上限：36,549×8%=2,924元 下限：7,310×8%=585元
	医療保険 (生育保険含む)	従業員本人の前年度平均月給×10% 上限：36,549×10%=3,655元 下限：7,310×10%=731元	従業員本人の前年度平均月給×2% 上限：36,549×2%=731元 下限：7,310×2%=147元
	失業保険	従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：36,549×0.5%=183元 下限：7,310×0.5%=37元	従業員本人の前年度平均月給×0.5% 上限：36,549×0.5%=183元 下限：7,310×0.5%=37元
	労災保険 (0.16%と仮定)	従業員本人の前年度平均月給×0.16% 上限：36,549×0.16%=59元 下限：7,310×0.16%=12元	-
	小計	1,950～9,745元	769～3,838元
基本住宅積立金 (7%と仮定)		従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：36,549×7%=2,558元 下限：2,590×7%=181元	従業員本人の前年度平均月給×7% 上限：36,549×7%=2,558元 下限：2,590×7%=181元
合計		2,131～12,303元	950～6,396元

4. 外国人就業者の社会保険加入について

外国人就業者は「中国国内で就業する外国人の社会保険加入に係る暫定弁法（2011年10月15日より施行）」に基づき、社会保険を加入しなければなりません。加入月は、労働契約（又は雇用契約書）の開始月または来華工作許可証の有効期間の開始月のどちらが近い方より確定されます。

仮に納付基数が上限額（3万6,549元）である場合、会社負担額は従業員一人につき年間約234万円、個人負担額は年間約93万円になります（1元@20円）。一方、日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日より日本からの出向者は養老保険が免除されます。したがって、養老保険免除手続きをした後、会社負担額は従業員一人につき年間約94万円、個人負担額は年間約22万円になります（1元@20円）。

（作成：HR 諮詢部 楊建成）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 2023年度の北京市の社会保険制度について

Q: 2023年度における北京市の社会保険制度について、教えてください。

< 福利厚生 > < 社会保険 > < 住宅積立金 > < 失業保険 > < 養老保険 > < 医療保険 >

A: 以下、2023年度の北京市の社会保険制度について、ご紹介します。

1. 納付率

以下は、2023年度における北京市の社会保険（2023年7月1日～2024年6月30日）と住宅積立金（2023年7月1日～2024年6月30日）の負担率をまとめたものです。

	項目	会社負担積立率	従業員個人負担率
1	養老保険	16%	8%
2	医療保険	9.8% (生育保険 0.8%含む)	2%+高額医療費用互助資金(3元)
3	失業保険	0.5%	0.5%
4	労災保険	0.2%～1.9%	無し
5	住宅積立金	5%～12%	5%～12%
合計		31.5%～40.2%	15.5%+3元～22.5%+3元

2. 納付基数

上記各項目の実際の負担額に関しては、従業員一人一人の前年度本人平均月収を納付基数とし、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員の個人負担額を計算します。但し、納付基数となる給与には上限と下限が設定されています。

北京市人的資源社会保障局が公布した「2023年度各種社会保険納付給与基数と納付金額の統一に関する通知」（京人社発〔2023〕8号、中国語：「[關於統一 2023 年度各項社会保険繳費工資基数和繳費金額的通知](#)」）によると、2023年の「北京市全口径城鎮單位就業人員平均工資」（都市部非私營單位就業者の平均年収と都市部私營單位就業者の平均年収に加重平均を使用して計算した、就業者の平均年収）は13万5,564元（1万1,297元/月）で、従業員の基本養老保険、医療保険、失業保険、労災保険の納付基数の上限は3万3,891元/月、下限は6,326元/月となります。

住宅積立金については、北京市住宅積立金管理センター公布の「2023年度北京地区住宅積立金払い込みの調整に関する問題の通知」（中国語：「[關於調整 2023 年度北京地区住房公積金繳存有問題的通知](#)」）により、2023年における北京市住宅積立金の納付基数の上限は3万3,891元/月、下限は2,420元（2023年9月1日から）。北京市住宅積立金の会社と従業員の納付額上限はそれぞれ4,067元/月とされています。経営困難の企業の場合、従業員代表大会または労働組合組織の同意を得て、1～4%の範囲で納付割合の減少または納付期限延長を申請することが可能です。納付比率の引き下げを申請する場合、申請審査通過後、2024年6月末まで有効になります。

3. 納付額

前記負担率に基づいた、1 カ月あたりの会社負担額及び従業員の個人負担額及びその上限、下限額は以下の通りです。

	項目	会社負担額	従業員個人負担額
1	養老保険	従業員本人の前年度平均月収×16% 上限：33,891 元×16%=5,422.56 元 下限：6,326 元×16%=1,012.16 元	従業員本人の前年度平均月収×8% 上限：33,891 元×8%=2,711.28 元 下限：6,326 元×8%=506.08 元
2	医療保険	従業員本人の前年度平均月収×9.8% 上限：33,891 元×9.8%=3,321.32 元 下限：6,326 元×9.8%=619.95 元	従業員本人の前年度平均月収×2%+3 元 上限：33,891 元×2%+3 元=680.82 元 下限：6,326 元×2%+3 元=192.78 元
3	失業保険	従業員本人の前年度平均月収×0.5% 上限：33,891 元×0.5%=169.46 元 下限：6,326 元×0.5%=31.63 元	従業員本人の前年度平均月収×0.5% 上限：33,891 元×0.5%=169.46 元 下限：6,326 元×0.5%=31.63 元
4	労災保険	従業員本人の前年度平均月収×0.2% 上限：33,891 元×0.2%=67.78 元 下限：6,326 元×0.2%=12.65 元	無し
計（社会保険）		1,676.39 元～8,981.01 元	730.49 元～3,561.56 元
6	住宅積立金	従業員本人の前年度平均月収×12% 上限：33,891 元×12%=4,067 元 下限：6,326 元×12%=759 元	従業員本人の前年度平均月収×12% 上限：33,891 元×12%=4,067 元 下限：6,326 元×12%=759 元
合計		2,435.39 元～13,048.01 元	1,489.49 元～7,628.56 元

注：労災保険は0.2%として計算。住宅積立金は12%として計算。小数点以下四捨五入。

4. 外国人の社会保険について

北京市人的資源社会保障局は2011年10月11日付けで、「北京市で就業する外国人による社会保険加入の業務手続き上の問題に関する通知」（京社保発〔2011〕55号、中国語：「關於在本市就業的 외국인参加社会保険有關業務操作問題的通知」）を公布し、2011年10月より外国人について社会保険金の納付を義務付けました。

従って、上述のとおり、仮に外国人の社会保険の納付基数が「上限」で、「日中社会保障協定」による基本養老保険免除である場合、会社負担額は従業員一人につき年間約86万円、個人負担額は年間約21万円となります（1元@19.93円）。

以 上
(作成：北京分公司 楊利英)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 2023 年度の蘇州市の社会保険制度について

Q: 2023 年度における蘇州市の社会保険制度について、教えてください。

＜福利厚生＞＜社会保険＞＜住宅積立金＞＜失業保険＞＜養老保険＞＜医療保険＞

A: 以下、2023 年度の蘇州市の中国人と外国人の社会保険制度についてご紹介します。

1. 納付率

以下は、2023 年度における蘇州市の社会保険（2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日）と住宅積立金（2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日）の納付率をまとめたものです。

No.	項目		会社納付率	従業員個人納付率
1	社会 保 険	養老保険	16%	8%
2		失業保険	0.5%	0.5%
3		労災保険	0.2%～1.9%	無し
4		医療保険（生育保険を含む）	6%+生育保険0.8%	2%+大病医療5元/人
5	住宅積立金		5%～12%	5%～12%
合計			28.5%～37.2%	15.5%～22.5%+大病医療5元/人

2. 納付基数

上記 1～6 の各項目の実際の負担額は、従業員一人一人の前年度本人平均月収を納付基数とし、その納付基数に基づいて会社負担額及び従業員個人の負担額を計算します。但し、納付基数には上限と下限が設定されています。

社会保険（養老・失業・労災）については、江蘇省人的資源社会保障庁の「省人的資源社会保障庁省財政庁省医療保障局省税務局の 2023 年度社会保険納付給与基数の上下限暫定基準に関する通知」（蘇人社登（2023）3 号）により、2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日における納付基数の上限は 2 万 4,042 元/月となり、下限は 4,494 元/月となります。

医療保険（医療・生育）については、蘇州市医療保障局の「2023 年度医療保険給付基数申告業務の展開に関する通知」（蘇医保弁（2023）3 号）により、2023 年 1 月 1 日～2023 年 12 月 31 日における納付基数の上限は 2 万 2,470 元/月となり、下限は 4,250 元/月となります。

住宅積立金については、蘇州市住宅積立金管理センターの「蘇州市住宅積立金の 2023 年度納付基数調整に関する公告」（蘇房金規（2023）2 号）により、2023 年 7 月 1 日～2024 年 6 月 30 日における納付基数の上限は 3 万 3,000 元/月で、下限は社会保険納付基数の下限と同じく 4,494 元/月となります。

「従業員基本医療保険納付会社の納付比率を段階的に引き下げることについての通知」（蘇医保待医「2023」8 号）には、2023 年 2 月から 12 月まで納付比率を 7%から 6%に引き下げると規定されています。

蘇州工業園區の場合、2023年4月1日から医療保険の会社納付比率は3.5%に調整されています。生育保険や個人の納付比率は蘇州市と同様です。

江蘇省人的資源と社会保障庁、財政庁、税務局の「失業保険、労災保険の納付比率の段階的な引き下げに関する問題の通知」(蘇人社発「2023」24号)により、2023年5月1日から2024年末まで、更に20%(地元労災保険の決済残高が18カ月以上24カ月以下の場合)、又は50%(24カ月以上の場合)引き下げるようになっていきます。失業保険は、会社と従業員の納付比率がそれぞれ0.5%です。

蘇州工業園區は公的積立金制度を実施して甲乙類の区別がありましたが、2021年10月1日から江蘇省人的資源・社会保障の一体化情報プラットフォームオンライン化の要求に基づき、納付基数や比率は蘇州市とほぼ同じになりました。

3. 負担額

上記に基づく社会保険と住宅積立金の1カ月あたりの会社負担額及び従業員の個人負担額は以下の通りです。労災保険の会社負担比率は0.85%、住宅積立金の会社と個人の負担比率は5%で計算しています。

項目		会社負担額	従業員個人負担額
社会保険	養老保険	従業員本人の前年度平均月収×16% 上限: 24,042 元×16%=3,847 元 下限: 4,494 元×16%=719 元	従業員本人の前年度平均月収×8% 上限: 24,042 元×8%=1,923 元 下限: 4,494 元×8%=360 元
	失業保険	従業員本人の前年度平均月収×0.5% 上限: 24,042 元×0.5%=120 元 下限: 4,494 元×0.5%=22 元	従業員本人の前年度平均月収×0.5% 上限: 24,042 元×0.5%=120 元 下限: 4,494 元×0.5%=22 元
	労災保険	従業員本人の前年度平均月収×0.85% 上限: 24,042 元×0.85%=204 元 下限: 4,494 元×0.85%=38 元	無し
	医療保険	従業員本人の前年度平均月収×6.8% 上限: 22,470 元×6.8%=1,528 元 下限: 4,250 元×6.8%=289 元	従業員本人の前年度平均月収×2% (+大病医療5元) 上限: 22,470 元×2%+5 元=454 元 下限: 4,250 元×2%+5 元=90 元
計(社会保険)		1,069 元～5,699 元	472 元～2,497 元
住宅積立金		従業員本人の前年度平均月収×5% 上限: 33,000 元×5%=1,650 元 下限: 4,494 元×5%=225 元	従業員本人の前年度平均月収×5% 上限: 33,000 元×5%=1,650 元 下限: 4,494 元×5%=225 元
合計		1,293 元～7,349 元	697 元～4,147 元

(注: 労災保険は0.85%、住宅積立金は5%として計算。小数点以下は四捨五入。)

4. 外国人の社会保険について

2011年10月より外国人の社会保険料納付が義務付けられました。一方、日中社会保障協定の締結により、2019年9月1日以降、日本からの出向者は養老保険が免除されます。

従って、仮に納付基数が「上限」以上の従業員の場合、会社負担額は従業員一人につき年間約44万円、個人負担額は年間約14万円となります(1元@20円)。

以上

(作成: 蘇州分公司 孫燕)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について（1）

Q:2023年12月31日に期限満了が予定されていた外国人個人所得税免税優遇政策が2027年12月31日まで延長されるとのことですが、手当や補助の免税優遇政策と個人所得税特別付加控除の違いについて、教えてください。

<法律法規><個人所得税><特別付加控除><外国人><住宅補助><語学研修費><手当補助免税>

A:2023年8月18日、財政部、税務総局は「財政部税務総局の、外国人の手当に関する個人所得税政策の実施継続に関する公告（中国語：財政部税務総局關於延續實施外籍人員有關津貼個人所得稅政策的公告）」（2023年第29号、下記参照。以下「公告」）を公布し、現在の外国人個人所得税免税優遇政策を2027年末まで継続することを明らかにしました。中国国内で個人所得税を納める外国人にとっては、朗報と言えるでしょう。

納税者の負担を更に軽減するため、外国人個人の手当、補助に関する個人所得税政策を以下のように公告する。

一、外国人個人が居住者の条件を満たしている場合、個人所得税特別付加控除を受けるか、「財政部、国家税務総局の、個人所得税の若干政策に関する問題についての通知」（財税字〔1994〕020号）、「国家税務総局の、外国人個人が取得した補助について個人所得税の徴収免除を実施する上での問題に関する通知」（国税発〔1997〕54号）及び「財政部、国家税務総局の、外国人が香港マカオ地区において住宅補助等を取得した場合の個人所得税徴収免除に関する通知」（財税〔2004〕29号）の規定に基づいて住宅補助、語学研修費、子女教育費等の手当、補助の免税優遇政策を享受するか、選択することができる。但し同時に享受することはできない。外国人個人は、一旦選択すれば一納税年度内は変更できない。

二、本公告は2027年12月31日まで執行する。
ここに公告する。

財政部 税務総局

2023年8月18日

「公告」によると、中国で外国人個人が居住者個人の条件を満たしている場合、個人所得税特別付加控除を受けるか、関連規定に基づいて住宅補助、語学研修費、子女教育費などの手当、補助の免税優遇政策を受けるか、選択することができます。ただし、同時に享受することはできず、どちらかひとつを選択します。両者の違いや、自分に合った控除方法の選択について、以下のようにご説明します。

1. 外国人個人の手当、補助の所得税免税優遇政策と特別付加控除の比較

優遇の種類	外国人個人所得税手当・補助 免税優遇政策	個人所得税特別付加控除
子女教育経費	個人所得税の徴収を免除する <u>子女教育</u>	3歳～高等教育まで、2023年度までは子

	費は教育主管部門が認可する学校教育及び幼稚園教育でなければならない。趣味のスクール、早期教育、職業技能訓練などの教育は、免税範囲に該当しない。学校で発生する非教育費支出（食事代、スクールバス代、申請費、登録費、試験代、研修費用、補習費用、趣味のスクール費用、早期教育費用など）は免税範囲に該当しない。中国本土以外で発生した子女教育費支出は免税範囲に該当しない。 注：外国人個人は、申請時に、学校の経営許可証、学校が発行した「授業料」の領収書、費用明細書及びその他の関連証票を提出しなければならない。	女1人当たり毎月1,000元を定額控除でき、2023年度以降(2023年度を含む)は毎月2,000元を定額控除することができる(※)。 ※2023年8月28日公布の「<u>国务院の、個人所得税特別附加扣除基準の引き上げに関する通知</u>」(国発〔2023〕13号)第2項「二. 子女教育特別附加扣除基準は、子女1人当たり毎月1,000元から2,000元に引き上げる」により、2023年1月1日から調整する。
継続教育	外国人個人が非現金または実費精算形式で取得した語学研修費は、納税者が関連の証憑を提出し、主管税務機関が承認した上で個人所得税の徴収を免除する。外国人従業員の語学研修で発生する「教材費」などの非語学研修費用は免税にできない。	継続教育支出は毎月400元を控除することができ、最長でも48カ月を超えない。その他、技能人員職業資格継続教育支出などは年間定額で3,600元を控除することができる。 両者とも取得した場合、種類ごとに全て控除できる。
住宅賃貸料	外国人個人が非現金または実費精算形式で取得した住宅補助は、納税者が関連の証憑を提出し、主管税務機関が承認した上で個人所得税の徴収を免除する。 外国人従業員が住宅補助を受ける場合、住宅賃貸料以外の、不動産管理費、水道光熱費、ブロードバンド費、ケーブルテレビ費、清掃費、セーフティボックスレンタル料などの付加費用は住宅補助とすることができず、免税にできない。ホテルを長期的に賃貸して発行された「宿泊」の発票は、免税所得にならない。	納税者が主たる勤務都市で住宅を所有していないことにより発生した住宅賃貸料支出。 直轄市、省都都市、計画単列市及び国务院が確定した都市は、毎月1,500元を控除する。市管轄区の戸籍人口の数によって、控除額を800～1,100元/月に分ける。

「外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について(2)」へ続く

(作成：納税業務部 周瑾)

★中国ビジネス相談Q & A

■ 外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について（2）

Q:2023年12月31日に期限満了が予定されていた外国人個人所得税免税優遇政策が2027年12月31日まで延長されるとのことですが、手当や補助の免税優遇政策と個人所得税特別付加控除の違いについて、教えてください。

<法律法規><個人所得税><特別付加控除><外国人><住宅補助><語学研修費><手当補助免税>

A:2023年8月18日、財政部、税務総局は「財政部税務総局の、外国人の手当に関する個人所得税政策の実施継続に関する公告（中国語：財政部税務総局關於延續實施外籍人員有關津貼個人所得稅政策的公告）」（2023年第29号、下記参照。以下「公告」）を公布し、現在の外国人個人所得税免税優遇政策を2027年末まで継続することを明らかにしました。中国国内で個人所得税を納める外国人にとっては、朗報と言えるでしょう。

「外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について（1）」より続く

1. 外国人個人の手当、補助の所得税免税優遇政策と特別付加控除の比較（続き）

住宅ローン 利息	無	納税者本人または配偶者が、単独または共同で、商業銀行または住宅積立金の個人住宅ローンを利用して、本人または配偶者のために中国国内の住宅を購入し、発生した1軒目の住宅ローン利息支出は、毎月1,000元を控除することができ、最長でも240カ月を超えない。
大病医療	無	基本医療保険に関連する医薬費用は、医療保険精算後に発生した支出を除き、個人負担が累計1万5,000元を超える部分を毎年8万元の限度額で実費控除する。
老人扶養	無	被扶養者とは、満60歳の両親、子供が亡くなった満60歳の祖父母、外祖父を指す。一人っ子は、2023年度までは毎月2,000元を定額控除し、2023年度以降(同年度を含む)は3,000元(※)を控除することができる。一人っ子でない場合は、分配限度額を協議する必要がある。 2023年8月28日公布の「 <u>國務院の、個人所得税特別付加控除基準の引き上げに関する通知</u> 」(国発〔2023〕13号)」（国発〔2023〕13号)第3項「三、老人扶養特

日刊華鐘通信 No. 5552		華鐘コンサルタントグループ会員専用	2023 年 9 月 19 日 (火)
		別付加控除基準」により、毎月 2,000 元から 3,000 元に引き上げられる。このうち、一人っ子は月 3,000 元の基準で定額控除、一人っ子でない場合は兄弟姉妹で毎月 3,000 元の控除額を分担し、1 人当たり分担金額は月 1,500 元を超えてはならない。2023 年 1 月 1 日から調整される。	
乳幼児ケア支出	無	納税者が 3 歳以下の乳幼児をケアするための支出(乳幼児が生まれた月から満 3 歳になる 1 カ月前まで)は、子供 1 人あたり 1,000 元(2023 年度まで)、2023 年度以降(2023 年度を含む)には子供 1 人あたり 2,000 元(※)控除することができる。(※)※2023 年 8 月 28 日公布の「 <u>国務院の、個人所得税特別付加控除基準の引き上げに関する通知</u> 」(国発〔2023〕13 号)」(国発〔2023〕13 号) 第 1 項 「一. 3 歳以下の乳幼児ケア特別付加控除基準は、乳幼児 1 人あたり毎月 1,000 元から 2,000 元に引き上げる。」に基づき、2023 年 1 月 1 日より調整する。	
出張手当	外国人個人が非現金または実費精算形式で取得した出張手当は、納税者が関連の証憑を提出し、主管税務機関が承認した上で、個人所得税の徴収を免除する。	無	
クリーニング代	外国人個人が非現金または実費精算形式で取得したクリーニング代は、納税者が関連の証憑を提出し、主管税務機関が承認した上で、個人所得税の徴収を免除する。	無	

「外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について (3)」へ続く

(作成：納税業務部 周瑾)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について（3）

Q:2023年12月31日に期限満了が予定されていた外国人個人所得税免税優遇政策が2027年12月31日まで延長されるとのようですが、手当や補助の免税優遇政策と個人所得税特別付加控除の違いについて、教えてください。

<法律法規><個人所得税><特別付加控除><外国人><住宅補助><語学研修費><手当補助免税>

A:2023年8月18日、財政部、税務総局は「財政部税務総局の、外国人の手当に関する個人所得税政策の実施継続に関する公告（中国語：財政部税務総局關於延續實施外籍人員有關津貼個人所得稅政策的公告）」（2023年第29号、下記参照。以下「公告」）を公布し、現在の外国人個人所得税免税優遇政策を2027年末まで継続することを明らかにしました。中国国内で個人所得税を納める外国人にとっては、朗報と言えるでしょう。

「外国人個人所得税免税優遇政策の期間延長について（2）」より続く

1. 外国人個人の手当、補助の所得税免税優遇政策と特別付加控除の比較（続き）

帰国・帰省費用	免税を受けることができる帰省費については、精算する証票が航空券（またはその他の交通手段の証票）か否かを確認し、非交通類の精算証票は免税にできない。帰省回数が年間2回を超えているかどうか、帰省地と本人の国籍、家庭居住地が一致しているかどうかなどを確認する。航空機の到着目的地と国籍所在地が一致しない場合、説明とその他の資料を提出して証左とするよう求める。	無
食事手当	外国人個人が非現金または実費精算形式で取得した食事手当は、納税者が関連の証憑を提出し、主管税務機関が承認した上で、個人所得税の徴収を免除する。スーパーマーケットで発行された「食品」項目の発票は、食事手当の証憑として免税を受けることはできない。	無
引越し費用	免税を受けることができる引越し費用は、外国人従業員の入国または出国で生じる引越し費用とする。	無

2. 2種類の方式が個人所得税に与える影響（事例）

事例：	
田中さんは2022年1月1日に日本本社から派遣されて、上海で勤務しています。毎月の給与は2万7,000円で、毎月会社が負担する家賃は1万元です。	
1. 外国人個人所得税手当補助 免税優遇政策を用いた場合の 年間個人所得税額	$\begin{aligned} \text{課税所得額} &= 37,000 (27,000+10,000) \times 12 - 60,000 - 10,000 \times 12 \\ &= 264,000 \text{ 元} \\ \text{年間個人所得税} &= 264,000 \times 20\% - 16,920 = 35,880 \text{ 元} \end{aligned}$
2. 特別付加控除中の住宅賃貸 料控除を用いた場合の年間個 人税額	$\begin{aligned} \text{課税所得額} &= 37,000 (27,000+10,000) \times 12 - 60,000 - 1,500 \times 12 \\ &= 366,000 \text{ 元} \\ \text{年間個人所得税} &= 366,000 \times 25\% - 31,920 = 59,580 \text{ 元} \end{aligned}$
結果比較	上記2つの方式で田中さんの2022年度の個人所得税を計算すると、1のほうが明らかに節税になることがわかります。 但し、ひとりひとり事情が異なることから、実際にどちらを選択するかは、慎重に計算する必要があります。

外国人個人所得税手当補助免税優遇政策は、個人の所得に対する免税のため、実際に取得した所得に応じて申請することができ、金額に対する要求は合理的な範囲内と言えます。一方、個人所得税特別付加控除は定額の控除基準であることから、個人が取得した、または負担した実際の額に限定されません。そのため、外国人個人は、自分の実際の状況に応じて、2種類のうち有利なほうを選択することが大切です。

外国人個人の実際の操作においては様々な問題が生じることもありますので、経験豊富な第三者コンサルティング機関に専門的な意見を求めたり、協力を仰いだりすることをご提案致します。

当社納税業務部は、長年、個人所得税に関するコンサルティングや代行業務をご提供しております。お気軽にお問合せ下さい。

以上

（作成：納税業務部 周瑾）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 「生成人工知能サービス管理暫定弁法」について（1）

Q: このほど公布された「生成人工知能サービス管理暫定弁法」について、教えてください。

＜法律法規＞＜人工知能 AI＞＜インターネット情報サービス＞＜個人情報保護＞

A: 2023 年 4 月の「生成人工知能サービス管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）公布に続き、7 月、国家インターネット情報弁公室は国家発改委等 6 部門と共同で「生成人工知能サービス管理暫定弁法（中国語：生成式人工智能服務管理暫行弁法）」（以下、「暫定弁法」）を正式公布しました。2023 年 8 月 15 日から施行されます。生成人工知能産業に対して国が初めて公布した規範性政策です。

1. 「暫定弁法」公布の背景

生成人工知能という新興分野に対して、中国政府はこれまで規範性政策を制定したことがなく、2023 年 4 月に国家インターネット情報弁公室が初めて「意見募集稿」（※）を先行公布しました。業界や関連機関の提案や意見を広汎に聴取し、大幅な調整や修正を施した上で、今回 7 月に「暫定弁法」が公布され、8 月 15 日に施行されることとなりました。

「意見募集稿」と今回の「暫定弁法」を比較したところ、具体的な条項は元の 21 カ条から 24 箇条に増え（章とタイトルが追加され、区別しやすくなりました）、一部の定義が規範化されたほか、文言の表現が調整されています。特に、第 23 条では、生成人工知能サービス分野における外国企業の投資についての概略的な規定が追加され、「外商投資に関する法律、行政法規の規定に合致しなければならない」と定めています。条文の内容は具体的ではありませんが、政策全体としてはより整備が進み、合理的になりました。

※「意見募集稿」については、以下の当社ビジネス Q&A をご参照ください。

「生成人工知能サービス管理弁法（意見募集稿）」について（1）、（2）

2. 「暫定弁法」の主な調整内容

(1) 適用範囲（下表は「暫定弁法」から抜粋、太字下線箇所は重点内容。以下同じ）

「暫定弁法」は、適用範囲と定義についてより詳細な補足を行い、主に中国国内向けであることを強調していますが、「意見募集稿」とは異なり、特に新聞出版、映像制作、文芸創作などの活動に対しては、それら業界の規定があればその規定に従うことを明らかにしました。また、「暫定弁法」は、生成人工知能サービスを未だ国内の人々に提供していない場合は、適用しなくてもよいとしています。これらの条項が明確になったことで、サービス提供者は業務の実施過程においてよりよく管理することができ、違反を回避することができます。

第 2 条 生成人工知能技術を用いて中華人民共和国国内の公衆にテキスト、画像、音声、ビデオ等のコンテンツを生成するサービス（以下、生成人工知能サービスという）を提供する場合に、本弁法を適用する。

生成人工知能サービスを利用してニュース出版、映像制作、文芸創作等の活動に従事することについて国が別途規定を有する場合、その規定に従う。

業界組織、企業、教育及び科学研究機関、公共文化機関、関連の専門機関等が、生成人工知能技術を研究開発、応用したが国内の公衆に未だ生成人工知能サービスを提供していない場合、本弁法の規定を適用しない。

(2) 包摂的で慎重な種類別、等級別監督管理の実施

監督管理方式においては、「暫定弁法」は初めて生成人工知能サービスに対して包摂的で慎重な種類別等級別監督管理方式を提起しました(この分野は「意見募集稿」では言及されていません)。

第3条 国は発展と安全を重視し、イノベーションの促進と法に基づく管理を結合する原則を堅持し、効果的な措置を講じて生成人工知能のイノベーションと発展を奨励し、生成人工知能サービスに対して包摂的で慎重な、種類や等級ごとの監督管理を実施する。

第16条 インターネット情報、発展改革、教育、科学技術、工業・情報化、公安、ラジオ・テレビ、新聞出版等の部門は、各自の職責に則り、法に基づいて生成人工知能サービスに対する管理を強化する。

国の関連主管部門は、生成人工知能技術の特徴及び関連の業界や分野におけるサービス応用に対し、イノベーションの発展に適応した科学的な監督管理方式を整備し、対応する種類別等級別の監督管理規則又は手引を制定する。

『「生成人工知能サービス管理暫定弁法」について(2)」へ続く

(作成：公関部 俞穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 「生成人工知能サービス管理暫定弁法」について（2）

Q: このほど公布された「生成人工知能サービス管理暫定弁法」について、教えてください。

＜法律法規＞＜人工知能 AI＞＜インターネット情報サービス＞＜個人情報保護＞

A: 2023年4月の「生成人工知能サービス管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」）公布に続き、7月、国家インターネット情報弁公室は国家発改委等6部門と共同で「生成人工知能サービス管理暫定弁法（中国語：生成式人工智能服務管理暫行弁法）」（以下、「暫定弁法」）を正式公布しました。2023年8月15日より施行されます。生成人工知能産業に対して国家が初めて公布した規範性政策です。

2. 「暫定弁法」の主要調整内容（続き）

(3) 業界の発展を促進する具体的措置の明確化

生成人工知能業界の促進方法について、「暫定弁法」は以下のように具体的な措置を提出しました。

- ①各業界、各分野における生成人工知能技術のイノベーションや応用を奨励し、健全で、上昇志向の良質なコンテンツを生成し、応用シーンの最適化を探究し、応用生態体系を構築することを明確にしました。
- ②業界組織、企業、教育及び科学研究機関、公共文化機関、関連専門機関などが生成人工知能技術のイノベーション、データ資源の建設、転化、応用、リスク防止などの面で協力することを支持します。
- ③生成人工知能アルゴリズム、フレームワーク、チップ及び付帯ソフトウェアプラットフォームなどの基礎技術の自主イノベーションを奨励し、平等互惠に国際交流や合作を実施し、生成人工知能に関する国際規則の制定に参加します。
- ④生成人工知能インフラや公共訓練データ資源プラットフォームの建設の推進を提起しました。計算力資源の協同共有を促進し、計算力資源の利用効率を向上させます。公共データの種別別、等級別の秩序ある開放を推進し、高品質の公共訓練データ資源を拡張します。安全で信頼できるチップ、ソフトウェア、ツール、計算力、データ資源の採用を奨励します。

(4) 生成人工知能サービスの規範の明確化

「暫定弁法」は初めて、効果的な措置を講じて未成年ユーザーが生成人工知能サービスに過度に依存したり没頭したりすることを防止するよう規定しました。提供者は「インターネット情報サービス深度合成管理規定」に従って画像、ビデオなどの生成コンテンツのマーキングを行う必要があること、違法なコンテンツを発見した場合は速やかに生成停止、転送停止、除去などの処理を行い、モデルの最適化訓練などの措置を講じて改善しなければならないことを明確にしました。また、提供者は、使用者が生成人工知能サービス利用して違法活動に従事していることを発見した場合、法律や約定に基づいて効果的な処理措置を講じ、関連の記録を保存し、主管部門に報告する必要があります。

第10条 提供者は、そのサービスを適用する人、場面、用途を明確にして公開し、使用者に対し、科学的で理性的な認識と法に基づく生成人工知能技術の使用を指導し、効果的な措置を講じて、未成年ユーザーの生成人工知能サービスへの過度な依存や没頭を防止しなければならない

今回公布された「暫定弁法」は、国家が発展と安全を堅持し、イノベーションと法に基づく管理を結合する原則を促進し、効果的な措置を講じて生成人工知能のイノベーションや発展を奨励すると共に、生成人工知能サービスに対して包摂的で慎重な種類別等級別監督管理を実行するとしています。生成人工知能サービスの日々の発展と普及に伴い、「暫定弁法」も不断に更新されて新たな環境に適応し、ユーザーの使用の安全が保障されることでしょう。

以上

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「個人情報出国標準契約弁法」について（1）

Q: 「個人情報出国標準契約弁法」について、教えてください。

＜法律法規＞＜個人情報保護＞＜個人情報の出国＞＜情報セキュリティ＞＜標準契約＞

A: 2023年2月24日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報出国標準契約弁法（中国語：个人信息出境標準合同弁法）」（以下、「弁法」）を公布し、個人情報の出国に関する標準契約（以下、「標準契約」）の適用条件、届出、監督管理などについて具体的に規定しました。2023年6月1日から施行されます。

1. 背景

近年、デジタル経済の発展に伴い、個人情報の出国需要は急速に増加し、個人情報権益の保護は大きな課題に直面することとなりました。2021年11月実施の「個人情報保護法」では、個人情報を越境提供する場合の規則について基礎的な規定を設け、国家インターネット情報部門が制定した標準契約に従って契約を締結することは、国外に個人情報を提供する場合の法定ルートのひとつであるとしています。今回の「弁法」の制定は、法律規定を実行する重要な措置であり、その目的は、個人情報の権益を保護し、個人情報出国活動を規範化することです。

2. 「弁法」の主な内容

(1) 「標準契約」を適用する主体を限定

「弁法」は、「標準契約」を用いて個人情報の国外提供を行い得る主体の範囲を明確に定義しており、4つの条件を満たす場合にのみ「標準契約」を適用できるとしています。（下表はいずれも「弁法」から抜粋。太字下線箇所は重点内容。以下同じ）

第4条 個人情報処理者が標準契約を締結して国外に個人情報を提供する場合、以下の状況に同時に合致しなければならない。

- (1) キー情報インフラの運営者ではない
- (2) 個人情報の処理数が100万人に満たない
- (3) 前年1月1日から累計で国外に個人情報を提供した数が10万人に満たない
- (4) 前年1月1日から累計で国外にデリケートな個人情報を提供した数が1万人に満たない

法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が別途規定を有する場合、その規定に従う。

個人情報処理者は、数量分割等の手段を用いてはならず、法に基づき出国安全評価に合格した個人情報を、標準契約を締結することにより国外に提供しなければならない。

(2) 契約に基づいて出国させる個人情報保護の最低制約条件

「標準契約」は、その制定の直接的な目的が、「国外受入れ側の個人情報処理活動が、中華人民共和国の関連法律法規に規定する個人情報保護基準に達していることを確保するため」、「個人情報処理者と国

外受入れ側の個人情報保護に関する権利と義務を明確にすること」であると明らかにしています。この目的に基づいて、個人情報出国活動において、国外受入れ側である外国企業、組織などの実体の最低契約義務要求(具体的には「標準契約」第3条：国外受入れ側の義務を参照)を設定し、契約による各当事者の権利や義務の合理的な分配、法律適用、違約責任などを規定しています。

(3) 個人情報保護影響評価の実施

「弁法」は、個人情報処理者が国外に個人情報を提供する前に、以下のように個人情報保護影響評価を行うよう規定しています。

第5条 個人情報処理者は、国外に個人情報を提供する前に、個人情報保護影響評価を実施しなければならない。以下の内容を重点的に評価しなければならない。

(1) 個人情報処理者と国外の受入れ側が個人情報を処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性

(2) 出国する個人情報の規模、範囲、種類、デリケート度、個人情報の出国が個人情報権益に及ぼす可能性のあるリスク

(3) 国外の受入れ側が承諾する義務、義務履行の管理、技術措置及び能力等が出国する個人情報の安全を保障できるか否か

(4) 個人情報が出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、違法利用等に遭うリスク、個人情報権益を保護するルートが整っているか否か等

(5) 国外の受入れ側の所在国又は地域の個人情報保護政策及び法規が標準契約の履行に及ぼす影響

(6) 個人情報の出国の安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項

『個人情報出国標準契約弁法』について(2)」へ続く

(作成：公関部 兪穎春)

★ 中国ビジネス相談Q & A

■ 「個人情報出国標準契約弁法」について（2）

Q: 「個人情報出国標準契約弁法」について、教えてください。

＜法律法規＞＜個人情報保護＞＜個人情報の出国＞＜情報セキュリティ＞＜標準契約＞

A: 2023年2月24日、国家インターネット情報弁公室は、「個人情報出国標準契約弁法（中国語：个人信息出境標準合同弁法）」（以下、「弁法」）を公布し、個人情報の出国に関する標準契約（以下、「標準契約」）の適用条件、届出、監督管理などについて具体的に規定しました。2023年6月1日から施行されます。

『「個人情報出国標準契約弁法」について（1）』より続く

2. 「弁法」の主な内容（続き）

(4) 標準契約の届出及び届出手続きの再履行

「弁法」は、標準契約を締結する形で個人情報出国活動を行う場合、自主締結と届出管理の結合を堅持しなければならないと規定しています。また、第7条でも、「標準契約」の発効は届出または如何なる前提条件に依らず、「標準契約」の届出は行政許可に属さず、届出していなくとも契約自体の有効性には影響を及ぼさず、各当事者の意思、自治を十分に尊重することを明らかにしています。契約の有効期間内に重大な約定事項の変更が発生した場合、個人情報処理者は「標準契約」を補充するかまたは再締結して届け出る必要があります。

第7条 個人情報処理者は、標準契約が発効した日から10営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に届出しなければならない。届出には、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 標準契約

(2) 個人情報保護影響評価報告

個人情報処理者は、届出資料の真実性に責を負わなければならない。

第8条 標準契約の有効期間中に以下の状況のうちひとつが生じた場合、個人情報処理者は、あらためて個人情報保護影響評価を行い、標準契約を補充又は新たに締結し、かつ、相応の届出手続きを履行しなければならない。

(1) 国外へ個人情報を提供する目的、範囲、種類、デリケート度、方式、保存地、又は国外受入れ側が個人情報を処理する用途、方式が変化した場合、又は個人情報の国外保存期間が延長された場合

(2) 国外受入れ側が所在する国又は地域の個人情報保護政策や法規に変更等が発生し、個人情報権益に影響を及ぼす可能性がある場合

(3) 個人情報権益のその他の状況に影響を及ぼす可能性がある場合

(5) 標準契約のひながた

「弁法」の付属書には、「個人情報出国標準契約」のひながたが掲載されており（付属書を含み全17ページ）、主に契約中の定義、基本要素、個人情報処理者と国外受入れ側の契約義務、国外受入れ側所在国または地域の個人情報保護政策や法規が契約の履行に与える影響、個人情報主体の権利及び関連の救

済、契約の解除、違約責任、争議の解決などの項目が含まれています。また、個人情報の出国に関する説明、双方が約束するその他の条項など2つの付録も含まれています。

「弁法」では、標準契約は付属書の標準契約ひながたに従って締結するよう規定しています。また、国家インターネット情報部門は、実際の状況に応じて付属書を調整することができます。個人情報処理者は、国外受入れ側との間にその他の条項を約定することができるものの、標準契約に抵触してはならないことが定められており、つまり「標準契約」の条項が優先的に適用されるということです。そのため、企業の実務においては、国外の法規に、個人情報出国標準契約の条項と相反する内容があるかどうかを重点的にチェックすることが大切で、既に国外受入れ側と締結している個人情報処理に関する契約については、標準契約のひながたに基づいて修正、補充する必要があります。

(6) その他

①標準契約の締結は強制的義務ではない

「弁法」第3条は「自主締結」と言及しており、標準契約の締結が強制的な法的義務ではないことを意味しています。

第3条 標準契約を締結する方法で個人情報の出国活動を展開する場合、自主締結と届出管理の結合、権益の保護とリスク防止の結合を堅持し、個人情報の国境を越えた安全、自由な流動を保障しなければならない。

このほか、「中華人民共和国個人情報保護法」第38条第1項では、個人情報処理者が業務などの必要により、国外に個人情報を提供する確たる必要がある場合には、以下の方式を採用することもできるとしています。

1) 専門機関による個人情報保護認証

2) 国家インターネット情報部門が組織するデータ出国安全評価申告

3) 法律、行政法規または国家インターネット情報部門が規定するその他の条件に基づく自由な流動

企業が標準契約を締結しておらず、他の合法的な個人情報出国ルート of の要求も満たしていない場合、「個人情報保護法」違反により法的責任を負う可能性もあります。

②「弁法」の施行前にすでに実施しているものの、「弁法」に合致しない個人情報出国活動は、6月1日の施行日から6か月以内(12月1日まで)に改善を完了しなければならないと定められていますので、該当する企業は、早期に手続きする必要があります。

第13条 本弁法は **2023年6月1日から施行する。本弁法施行前に既に実施している個人情報出国活動が本法の規定に合致しない場合、本弁法の施行日から6か月以内に改善を完了しなければならない。**

以上

(作成：公関部 兪穎春)

生成人工知能サービス管理暫定弁法 生成式人工智能服务管理暂行办法

国家インターネット情報弁公室
中華人民共和国国家發展改革委員会
中華人民共和国教育部
中華人民共和国科学技術部
中華人民共和国工業情報化部
中華人民共和国公安部
国家ラジオ・テレビ総局
令
第 15 号

「生成人工知能サービス管理暫定弁法」は、2023 年 5 月 23 日に国家インターネット情報弁公室 2023 年第 12 回室務会会議にて審議、可決し、国家發展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、国家ラジオ・テレビ総局の同意を得たため、ここに公布し、2023 年 8 月 15 日より施行する。

2023 年 7 月 10 日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一章 总 则	第 1 章 総則
第一条 为了促进生成式人工智能健康发展和规范应用，维护国家和社会公共利益，保护公民、法人和其他组织的合法权益，根据《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》、《中华人民共和国科学技术进步法》等法律、行政法规，制定本办法。	第 1 条 生成人工知能の健全な発展と規範的な応用を促進し、国家の安全や社会公共の利益を維持し、公民、法人及びその他の組織の合法的權益を保護するために、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国科学技術進歩法」等の法律、行政法規に基づいて、本弁法を制定する。
第二条 利用生成式人工智能技术向中华人民共和国境内公众提供生成文本、图片、音频、视频等内容服务（以下称生成式人工智能服务），适用本办法。 国家对利用生成式人工智能服务从事新闻出版、影视制作、文艺创作等活动另有规定的，从其规定。	第 2 条 生成人工知能技術を用いて中華人民共和国国内の公衆にテキスト、画像、音声、ビデオ等のコンテンツを生成するサービス（以下、生成人工知能サービスという）を提供する場合に、本弁法を適用する。 生成人工知能サービスを利用してニュース出版、映像制作、文芸創作等の活動に従

行业组织、企业、教育和科研机构、公共文化机构、有关专业机构等研发、应用生成式人工智能技术，未向境内公众提供生成式人工智能服务的，不适用本办法的规定。	事することについて国家が別途規定を有する場合、その規定に従う。 業界組織、企業、教育及び科学研究機関、公共文化機関、関連の専門機関等が、生成人工知能技術を研究開発、応用したが国内の公衆に未だ生成人工知能サービスを提供していない場合、本弁法の規定を適用しない。
第三条 国家坚持发展和安全并重、促进创新和依法治理相结合的原则，采取有效措施鼓励生成式人工智能创新发展，对生成式人工智能服务实行包容审慎和分类分级监管。	第3条 国家は発展と安全を重視し、イノベーションの促進と法に基づく管理を結合する原則を堅持し、効果的な措置を講じて生成人工知能のイノベーションと発展を奨励し、生成人工知能サービスに対して包容的で慎重な、種類や等級ごとの監督管理を実施する。
第四条 提供和使用生成式人工智能服务，应当遵守法律、行政法规，尊重社会公德和伦理道德，遵守以下规定： （一）坚持社会主义核心价值观，不得生成煽动颠覆国家政权、推翻社会主义制度，危害国家安全和利益、损害国家形象，煽动分裂国家、破坏国家统一和社会稳定，宣扬恐怖主义、极端主义，宣扬民族仇恨、民族歧视，暴力、淫秽色情，以及虚假有害信息等法律、行政法规禁止的内容； （二）在算法设计、训练数据选择、模型生成和优化、提供服务等过程中，采取有效措施防止产生民族、信仰、国别、地域、性别、年龄、职业、健康等歧视； （三）尊重知识产权、商业道德，保守商业秘密，不得利用算法、数据、平台等优势，实施垄断和不正当竞争行为； （四）尊重他人合法权益，不得危害他人身心健康，不得侵害他人肖像权、名誉权、荣誉权、隐私权和个人信息权益； （五）基于服务类型特点，采取有效措施，提升生成式人工智能服务的透明度，提高生成内容的准确性和可靠性。	第4条 生成人工知能サービスを提供、使用する場合、法律、行政法規を遵守し、社会公德や倫理道德を尊重し、以下の規定を遵守しなければならない。 (1) 社会主義の核心的価値観を堅持し、国家政權の転覆を扇動したり、社会主義制度を覆したり、国家の安全や利益に危害を及ぼしたり、国家のイメージを損なったり、国家の分裂を扇動したり、国家統一や社会の安定を破壊したり、テロ、過激思想を宣伝したり、民族の恨み、民族差別、暴力、猥褻・ポルノ、虚偽の有害情報等の法律、行政法規が禁止する内容を宣揚したりしてはならない。 (2) アルゴリズム設計、訓練データの選択、モデルの生成及び最適化、サービスの提供等の過程において、効果的な措置を講じて民族、信仰、国、地域、性別、年齢、職業、健康等の差別を防止する。 (3) 知的財産権、商業道德を尊重し、商業秘密を守り、アルゴリズム、データ、プラットフォーム等の優位性を利用して、独占や不正競争行為を行ってはならない。

	(4)他人の合法的權益を尊重し、他人の心身の健康に危害を及ぼしてはならず、他人の肖像權、名譽權、榮譽權、プライバシー權、個人情報の權益を侵害してはならない。 (5)サービスタイプの特徴に基づいて、効果的な措置を講じ、生成人工知能サービスの透明性を向上させ、生成コンテンツの正確性や信頼性を高める。
第二章 技术发展与治理	第2章 技術の發展と管理
第五条 鼓励生成式人工智能技术在各行业、各领域的创新应用，生成积极健康、向上向善的优质内容，探索优化应用场景，构建应用生态体系。 支持行业组织、企业、教育和科研机构、公共文化机构、有关专业机构等在生成式人工智能技术创新、数据资源建设、转化应用、风险防范等方面开展协作。	第5条 生成人工知能技術の各業界、各分野におけるイノベーションや応用を奨励し、積極的で、健全で、上昇志向の良質なコンテンツを生成し、応用シーンの最適化を探求し、応用生態体系を構築する。 業界組織、企業、教育及び科学研究機関、公共文化機関、関連の専門機関等が生成人工知能技術のイノベーション、データ資源の建設、転化と応用、リスク防止等の面で協力することを支援する。
第六条 鼓励生成式人工智能算法、框架、芯片及配套软件平台等基础技术的自主创新，平等互利开展国际交流与合作，参与生成式人工智能相关国际规则制定。 推动生成式人工智能基础设施和公共训练数据资源平台建设。促进算力资源协同共享，提升算力资源利用效能。推动公共数据分类分级有序开放，扩展高质量的公共训练数据资源。鼓励采用安全可信的芯片、软件、工具、算力和数据资源。	第6条 生成人工知能アルゴリズム、フレームワーク、チップ及び付帯のソフトウェアプラットフォーム等の基礎技術の自主イノベーションを奨励し、平等互恵な国際交流や協力を実施し、生成人工知能に関する国際規則の制定に参加する。 生成人工知能インフラと公共訓練データ資源プラットフォームの建設を推進する。計算力資源の協同共有を促進し、計算力資源の利用効率を向上させる。公共データの種別・等級別の秩序ある開放を推進し、高品質の公共訓練データ資源を拡張する。安全で信頼できるチップ、ソフトウェア、ツール、計算力資源及びデータ資源の採用を奨励する。
第七条 生成式人工智能服务提供者（以下称提供者）应当依法开展预训练、优化训练等训练数据处理活动，遵守以下规定： （一）使用具有合法来源的数据和基础模型；	第7条 生成人工知能サービス提供者(以下、提供者という)は、法に基づき事前訓練、最適化訓練等の訓練データの処理活動を展開し、以下の規定を遵守しなければならない

（二）涉及知识产权的，不得侵害他人依法享有的知识产权； （三）涉及个人信息的，应当取得个人同意或者符合法律、行政法规规定的其他情形； （四）采取有效措施提高训练数据质量，增强训练数据的真实性、准确性、客观性、多样性； （五）《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》等法律、行政法规的其他有关规定和有关主管部门的相关监管要求。	い。 （1）合法的な出所を有するデータ及び基礎モデルを使用すること。 （2）知的財産権に係る場合は、他人が法に基づき享受している知的財産権を侵害してはならない。 （3）個人情報に係る場合は、個人の同意を得る、又は法律、行政法規に規定されているその他の状況に合致しなければならない。 （4）効果的な措置を講じて訓練データの質を高め、訓練データの真実性、正確性、客観性、多様性を強化する。 （5）「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律、行政法規のその他の関連規定及び関係主管部門の監督管理要求。
第八条 在生成式人工智能技术研发过程中进行数据标注的，提供者应当制定符合本办法要求的清晰、具体、可操作的标注规则；开展数据标注质量评估，抽样核验标注内容的准确性；对标注人员进行必要培训，提升尊法守法意识，监督指导标注人员规范开展标注工作。	第8条 生成人工知能技術の研究開発過程においてデータ・ラベリングを行う場合、提供者は本法の要求に合致する、明確で具体的で操作可能なラベリング規則を制定し、データ・ラベリングの品質評価を実施し、サンプルを抽出してラベリングしたコンテンツの正確性を検査しなければならない。ラベリング担当者に対して必要な訓練を行い、遵法意識を高め、監督指導ラベリング担当者が規範的にラベリング作業を実施するよう監督、指導しなければならない。
第三章 服务规范	第3章 サービス規範
第九条 提供者应当依法承担网络信息内容生产者责任，履行网络信息安全义务。涉及个人信息的，依法承担个人信息处理者责任，履行个人信息保护义务。 提供者应当与注册其服务的生成式人工智能服务使用者（以下称使用者）签订服务协议，明确双方权利义务。	第9条 提供者は、法に基づきネットワーク情報コンテンツ生産者の責任を負い、ネットワーク情報セキュリティ義務を履行しなければならない。個人情報に係る場合は、法に基づき個人情報処理者の責任を負い、個人情報保護義務を履行するものとする。 提供者は、そのサービスを登録する生成人工知能サービス使用者(以下、使用者とい

	う)との間にサービス合意書を締結し、双方の権利義務を明確にしなければならない。
第十条 提供者应当明确并公开其服务的适用人群、场合、用途，指导使用者科学理性认识和依法使用生成式人工智能技术，采取有效措施防范未成年人用户过度依赖或者沉迷生成式人工智能服务。	第10条 提供者は、そのサービスを適用する人、場面、用途を明確にして、かつ、公開し、使用者に対し、科学的で理性的な認識と法に基づく生成人工知能技術の使用を指導し、効果的な措置を講じて、未成年ユーザーの生成人工知能サービスへの過度な依存や没頭を防止しなければならない。
第十一条 提供者对使用者的输入信息和使用记录应当依法履行保护义务，不得收集非必要个人信息，不得非法留存能够识别使用者身份的输入信息和使用记录，不得非法向他人提供使用者的输入信息和使用记录。 提供者应当依法及时受理和处理个人关于查阅、复制、更正、补充、删除其个人信息等的请求。	第11条 提供者は、使用者の入力情報及び使用記録に対して、法に基づき保護義務を履行しなければならない、不要な個人情報収集してはならず、使用者の身元を識別し得る入力情報及び使用記録を不法に保存してはならず、使用者の入力情報及び使用記録を他人に不法に提供してはならない。 提供者は、個人がその個人情報等の閲覧、複製、更新、補充、削除等を法に基づき適時受理し、処理しなければならない。
第十二条 提供者应当按照《互联网信息服务深度合成管理规定》对图片、视频等生成内容进行标识。	第12条 提供者は、「インターネット情報サービス深度合成管理規定」に従って、画像、ビデオ等の生成コンテンツを識別しなければならない。
第十三条 提供者应当在其服务过程中，提供安全、稳定、持续的服务，保障用户正常使用。	第13条 提供者は、そのサービス過程において、安全、安定、継続的なサービスを提供し、ユーザーの正常な使用を保障しなければならない。
第十四条 提供者发现违法内容的，应当及时采取停止生成、停止传输、消除等处置措施，采取模型优化训练等措施进行整改，并向有关主管部门报告。 提供者发现使用者利用生成式人工智能服务从事违法活动的，应当依法依约采取警示、限制功能、暂停或者终止向其提供服务等处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。	第14条 提供者は、違法コンテンツを発見した場合、直ちに生成停止、転送停止、除去等の処置・措置を講じ、モデル最適化訓練等の措置を講じて改善を行い、かつ、関係主管部門に報告しなければならない。 提供者は、使用者が生成人工知能サービスを利用して違法活動に従事していることを発見した場合、法律や約定に基づいて警告、機能の制限、一時停止又はサービス提供の終了等の処置・措置を講じ、関連記録を保存し、かつ、関係主管部門に報告しな

	なければならない。
第十五条 提供者应当建立健全投诉、举报机制，设置便捷的投诉、举报入口，公布处理流程和反馈时限，及时受理、处理公众投诉举报并反馈处理结果。	第 15 条 提供者は、健全な苦情、通報メカニズムを構築し、簡便な苦情、通報窓口を設置し、処理フローやフィードバックの期限を公表し、公衆の苦情、通報を速やかに受理、処理し、かつ、処理結果をフィードバックしなければならない。
第四章 监督检查和法律责任	第 4 章 監督検査及び法的責任
第十六条 网信、发展改革、教育、科技、工业和信息化、公安、广播电视、新闻出版等部门，依据各自职责依法加强对生成式人工智能服务的管理。 国家有关主管部门针对生成式人工智能技术特点及其在有关行业和领域的服务应用，完善与创新相发展的科学监管方式，制定相应的分类分级监管规则或者指引。	第 16 条 インターネット情報、発展改革、教育、科学技術、工業・情報化、公安、ラジオ・テレビ、新聞・出版等の部門は、各自の職責に則り、法に基づいて生成人工知能サービスに対する管理を強化する。 国の関連主管部門は、生成人工知能技術の特徴及び関連の業界や分野におけるサービス応用に対し、イノベーションの発展に適応した科学的な監督管理方式を整備し、対応する種類別・等級別の監督管理規則又は手引を制定する。
第十七条 提供具有舆论属性或者社会动员能力的生成式人工智能服务的，应当按照国家有关规定开展安全评估，并按照《互联网信息服务算法推荐管理规定》履行算法备案和变更、注销备案手续。	第 17 条 世論属性又は社会動員能力を有する生成人工知能サービスを提供する場合、国の関連規定に従って安全評価を実施し、かつ、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」に従ってアルゴリズムの届出及び変更、抹消の届出手続きを履行しなければならない。
第十八条 使用者发现生成式人工智能服务不符合法律、行政法规和本办法规定的，有权向有关主管部门投诉、举报。	第 18 条 使用者は、生成人工知能サービスが法律、行政法規及び本弁法の規定に適合していないことを発見した場合、関係主管部門に苦情、通報する権利を有する。
第十九条 有关主管部门依据职责对生成式人工智能服务开展监督检查，提供者应当依法予以配合，按要求对训练数据来源、规模、类型、标注规则、算法机制机理等予以说明，并提供必要的技术、数据等支持和协助。 参与生成式人工智能服务安全评估和监督检查的相关机构和人员对在履行职责中知悉的国家秘密、商业秘密、个人隐私和个人	第 19 条 関係主管部門は職責に基づいて生成人工知能サービスに対して監督・検査を実施する。提供者は、法に基づきこれに協力し、要求に従って訓練データの出所、規模、種類、ラベリング規則、アルゴリズム・メカニズム等を説明し、かつ、必要な技術、データ等のサポートや協力を提供しなければならない。

信息应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供。	生成人工知能サービスの安全評価や監督・検査に参加する関係機関及び人員は、職責履行中に知り得た国家秘密、商業秘密、プライバシー、個人情報に対し法に基づき秘密保持するものとし、他人に漏洩したり違法に他人に提供したりしてはならない。
第二十条 对来源于中华人民共和国境外向境内提供生成式人工智能服务不符合法律、行政法规和本办法规定的，国家网信部门应当通知有关机构采取技术措施和其他必要措施予以处置。	第 20 条 中華人民共和国の国外から国内へ提供する生成人工知能サービスが法律、行政法規及び本弁法の規定に合致していない場合、国家インターネット情報部門は、関係機関に対し、技術的措置及びその他の必要な措置を講じて処分するよう通知しなければならない。
第二十一条 提供者违反本办法规定的，由有关主管部门依照《中华人民共和国网络安全法》、《中华人民共和国数据安全法》、《中华人民共和国个人信息保护法》、《中华人民共和国科学技术进步法》等法律、行政法规的规定予以处罚；法律、行政法规没有规定的，由有关主管部门依据职责予以警告、通报批评，责令限期改正；拒不改正或者情节严重的，责令暂停提供相关服务。 构成违反治安管理行为的，依法给予治安管理处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第 21 条 提供者が本弁法の規定に違反した場合、関係主管部門が「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「中華人民共和国個人情報保護法」、「中華人民共和国科学技術進歩法」等の法律、行政法規の規定に従って処罰する。法律、行政法規に規定がない場合は、関係主管部門が職責に基づいて警告し、批判を通報し、期限を定めて改善を命令する。改善を拒否し、又は情状が深刻な場合は、関連のサービスの提供の一時停止を命ずる。 治安管理違反行為を構成する場合は、法に基づき治安管理処罰を与える。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
第五章 附 则	第 5 章 付則
第二十二条 本办法下列用语的含义是： （一）生成式人工智能技术，是指具有文本、图片、音频、视频等内容生成能力的模型及相关技术。 （二）生成式人工智能服务提供者，是指利用生成式人工智能技术提供生成式人工智能服务（包括通过提供可编程接口等方式提供生成式人工智能服务）的组织、个人。	第 22 条 本弁法における以下の用語の意味は次の通り。 (1) 生成人工知能技術とは、テキスト、画像、音声、ビデオ等のコンテンツの生成能力を持つモデル及び関連の技術を指す。 (2) 生成人工知能サービス提供者とは、生成人工知能技術を利用して生成人工知能サービス(プログラマブル・インタフェースの提

（三）生成式人工智能服务使用者，是指使用生成式人工智能服务生成内容的组织、个人。	供等の方法で生成人工知能サービスを提供することを含む)を提供する組織、個人を指す。 (3)生成人工知能サービス使用者とは、生成人工知能サービスを用いてコンテンツを生成する組織、個人を指す。
第二十三条 法律、行政法规规定提供生成式人工智能服务应当取得相关行政许可的，提供者应当依法取得许可。 外商投资生成式人工智能服务，应当符合外商投资相关法律、行政法规的规定。	第 23 条 生成人工知能サービスを提供するには、関連の行政許可を取得しなければならないと法律、行政法規が規定している場合、提供者は法に基づき許可を取得しなければならない。 外商投資生成人工知能サービスは、外商投資に関する法律、行政法規の規定に合致しなければならない。
第二十四条 本办法自 2023 年 8 月 15 日起施行。	第 24 条 本弁法は 2023 年 8 月 15 日から施行する。

華鐘諮詢

フォーラム活動の規範的管理の更なる強化に関する通知 关于进一步加强论坛活动规范管理的通知

文旅弁発〔2023〕81号

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
各省、自治区、直辖市文化和旅游厅（局）、党委宣传部、党委网信办、外办、教育厅（教委）、公安厅（局）、民政厅（局）、国资委、市场监管局（厅、委）： 近年来，论坛活动在推动经济社会发展 and 思想文化交流等方面发挥了重要作用，但同时也存在一些假冒官方机构、正规组织举办“山寨”论坛活动，违规开展评比达标表彰活动，违规收费借机敛财，随意冠以高规格名号，主题交叉重复、内容空泛等问题，造成了经济社会资源的浪费，扰乱了市场秩序，损害了人民群众合法权益。为进一步打击整治违法违规行爲，规范论坛活动管理，现就各类主体面向社会公开举办的论坛活动（包括论坛、峰会、年会以及其他具有论坛性质的会议活动）提出如下工作要求。	各省、自治区、直辖市文化観光庁（局）、党委宣传部、党委インターネット情報弁公室、外事弁公室、教育厅（教委）、公安厅（局）、民政庁（局）、国資委、市場監督管理局（庁、委）： 近年、フォーラム活動は経済社会の発展や思想文化交流等を推進する上で重要な役割を果たしているが、同時に一部のニセ公的機関、正規組織が「山寨（「模倣」の意）」フォーラム活動を開催したり、規定に反した評価基準達成表彰活動を展開したり、規則に反して費用徴収し蓄財したり、勝手に高規格の名称を冠していたり、テーマの交差・重複、内容の欠乏等の問題が存在して、経済社会資源の浪費を招き、市場秩序を乱し、人々の合法的權益を損なっている。違法・違反行為を更に撲滅し、フォーラム活動の管理を規範化するために、ここに各種主体が社会に公開・開催するフォーラム活動（フォーラム、サミット、年会及びその他のフォーラム性質を持つ会議活動を含む）について、以下の如く作業要求を提起する。
一、坚持正确导向。举办论坛活动必须坚持以习近平新时代中国特色社会主义思想为指导，践行社会主义核心价值观，遵守相关法律法规和政策规定。主办单位应切实履行主体责任，加强对活动内容的审核把关和活动全过程管理，确保论坛活动坚持正确政治方向、价值取向和舆论导向，着力提升论坛活动质量，充分发挥论坛活动在经济社会文化发展中的积极作用。	一、正確な方向性を堅持する。フォーラム活動は、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導を受け、社会主義の核心的価値観を實踐し、関連する法律法規、政策の規定を遵守しなければならない。主催者は主体責任を確実に履行し、活動内容の審査、管理及び活動の全行程の管理を強化し、フォーラム活動が正しい政治的方向性、価値指向、世論指向を堅持するよう保証し、フォーラム活動の質の向上に注力し、経済、

	社会、文化の発展におけるフォーラム活動の積極的な役割を十分に発揮させなければならない。
二、规范论坛活动举办主体、名称和内容。举办论坛活动的各类社会主体，应经依法登记、具有合法身份。未经合法登记的企业及社会组织或无实际承办主体不得面向社会公开举办论坛活动。论坛活动名称应准确、规范、名实相符，不得随意冠以“中国”“中华”“全国”“国际”“世界”“峰会”“高端”“高峰”“巅峰”等字样。论坛活动内容应围绕中心、服务大局，注重质量和实效，主题设置不得超出主办单位职责范围，设立分论坛、子论坛、平行论坛应紧紧围绕主论坛活动主题。	二、フォーラム活動の開催主体、名称、内容を規範化する。フォーラム活動を主催する各種社会主体は、法に基づき登記し、合法的な身分を有していなければならない。合法的に登記していない企業や社会組織、又は実際の開催主体が無い場合は、社会に向けてフォーラム活動を公開開催してはならない。フォーラム活動の名称は正確で、規範的で、名実が一致していなければならない。勝手に「中国」「中華」「全国」「国際」「世界」「サミット」「ハイエンド」「ピーク」「最高峰」等の文字を冠してはならない。フォーラムの活動内容は中心となる内容、サービスの大局に関連して、品質と実効性を重視するものとし、テーマの設定は主催単位の職責範囲を超えてはならず、分科会、サブフォーラム、平行フォーラムを設置する場合は、メインフォーラムの活動テーマにしっかり関連付けなければならない。
三、严厉打击各类违法违规行为。重点打击未经合法登记的主体面向社会公开举办的论坛活动、“山寨”论坛活动、以论坛活动名义进行诈骗敛财等违法违规行为。公安部门依法打击涉非法集资、非法经营、传销、诈骗等违法犯罪行为。市场监管部门严格查处论坛活动违规收费、虚假宣传等行为。民政部门严厉打击整治举办论坛活动的各类非法社会组织，依法查处在举办论坛活动中存在违反社会组织登记管理法律法规行为的社会组织。表彰奖励主管部门对借举办论坛活动违规设奖颁奖的，采取叫停活动、依法查处、责令整改、追究相关人员责任等措施。	三、各種違法行為を厳しく撲滅する。合法的に登記していない主体が社会に向けて公開開催するフォーラム活動、「山寨」フォーラム活動、フォーラム活動の名目で金銭をかたりとる等の違法行為を重点的に撲滅する。公安部門は法に基づいて、違法な資金集め、違法な経営、マルチ商法、詐欺等の違法犯罪行為を撲滅する。市場監督管理部門は、フォーラム活動の費用の不法徴収、虚偽の宣伝等の行為を厳しく調査し、処分する。民政部門は、フォーラム活動を主催する各種違法社会組織を厳しく取締り、フォーラム開催活動中に社会組織登記管理法律法規に反する行為が存在する社会組織を法に基づき調査、処分する。表彰獎勵主管部門は、フォーラム開催活動の名を借りて

	違法に賞を設定したり授与したりする者に対して、活動停止、法に基づく調査、改善命令、関係者の責任追及等の措置を講じる。
四、规范社会组织举办论坛活动。社会组织举办论坛活动应按章程规定履行内部工作程序，并按其主管单位有关规定履行相关手续。论坛主题内容应符合章程规定的宗旨和业务范围；与其他单位合作举办论坛活动的，要加强对合作单位资质、能力的审核把关，加强对活动全过程的监督管理；不得只挂名、不参与管理，不得与非法主体合作开展活动。	四．社会組織のフォーラム活動開催を規範化する。社会組織がフォーラム活動を主催する場合、定款の規定に従って内部作業手続きを履行し、かつ、主管單位の関連規定に従って関連の手続きを履行しなければならない。フォーラムのテーマ内容は定款に規定する主旨や業務範囲に合致していなければならない。他の單位と合作でフォーラム活動を開催する場合は合作單位の資格、能力の審査を強化し、活動の全行程に対する監督管理を強化しなければならない。名前を掲げるだけで管理に参加しなかったり、違法な主体と合作して活動を実施したりしてはならない。
五、规范管理党政机关及其直属单位举办论坛活动。除党中央国务院决定开展的论坛活动外，党政机关及其直属单位举办论坛活动，要严格履行报批程序。省部级党政机关、人民团体、经国务院批准免于登记的社会团体举办新的论坛活动应报党中央、国务院审批；各省（区、市）党委、政府负责审批本地区省级以下地区、部门和单位举办的论坛活动；中央和国家机关、人民团体、经国务院批准免于登记的社会团体负责审批所属机关、直属单位举办的论坛活动。分级分类建立论坛活动保留清单，对清单范围内的论坛活动实行备案管理。各级党政机关及其直属单位原则上不再举办保留清单以外的论坛活动。确有必要新增的，应从严审核论证，按程序报批后纳入清单管理。党政机关及其直属单位论坛活动的审批实行总量控制、严控规模、厉行节约、注重实效等原则，防止形式主义和铺张浪费。贯彻落实中央八项规定及其实施细则精神，规范党员领导干部出席论坛活动。涉外论坛活动按照有关外事管理规定办	五．党政機関及びその直屬部單位のフォーラム活動開催を規範的に管理する。党中央國務院が開催を決定したフォーラム活動を除き、党政機関及びその直屬部門がフォーラム活動を開催する場合、報告・承認手続きを厳格に履行しなければならない。省部級党政機関、人民団体、國務院の承認を得て登記を免除された社会団体が新たなフォーラム活動を開催する場合、党中央、國務院の審査・承認を得なければならない。各省(自治区、直轄市)の党委員会、政府は、地元の省級以下の地区、部門、單位が開催するフォーラム活動の審査・承認を行う責を負う。中央、国家機関、人民団体、國務院の承認を得て登記を免除された社会団体は、所属機関、直屬單位が開催するフォーラム活動の審査・承認を行う責を負う。等級別、種類別にフォーラム活動を開催する場合はリストを保留し、リスト範囲内のフォーラム活動に対して届出管理を実施する。各級党政機関及びその直屬單位は、原

理，规范邀请党和国家领导人、其他领导干部及重要外宾出席论坛活动。	則として今後、保留リスト以外のフォーラム活動を開催しない。新たに追加する確たる必要がある場合は、厳格に審査、論証を行い、手順に従って報告・承認した上でリストに組み入れて管理する。党政機関及びその直属単位のフォーラム活動の審査・承認には総量規制を行い、規模を抑制し、節約の励行し、実際の効果を重視する等の原則を実施し、形式主義や浪費を防止する。中央の8項規定及びその実施細則の精神を徹底して実現し、黨員指導幹部のフォーラム活動への出席を規範化する。渉外フォーラム活動は、関連の外事管理規定に従って取り扱い、党や国の指導者、その他の指導幹部及び重要な外国からの賓客のフォーラム活動出席を規範化する。
六、鼓励支持合法合规论坛活动开展。对于组织规范、导向正确、效果优良、影响力大的论坛活动，各地区各部门应通过加强宣传推介、提供业务指导、给予表扬奖励等方式予以支持，打造一批具有示范性引领性的品牌论坛活动，助推论坛活动在服务高质量发展中发挥积极作用。	六、合法的でコンプライアンスに沿ったフォーラム活動の実施を奨励し、支援する。規範的で、方向性が正しく、効果が優れ、影響力の大きいフォーラム活動に対して、各地区、各部門は宣伝推進の強化、業務指導の提供、表彰、奨励の授与等の方法により支援し、モデル性、指導性のあるブランドフォーラム活動を構築し、フォーラム活動がサービスの質の高い発展に積極的な役割を果たすことを後押ししなければならない。
七、落实主管主办责任和行业监管职责。论坛活动主办单位要切实履行主体责任，加强对论坛活动的全过程管理，制定应急预案，确保活动健康有序开展。中央和国家机关要加强对所属单位举办论坛活动的规范管理，各省（区、市）论坛活动主管部门应切实履行论坛活动的属地管理职责，健全工作机制，完善管理制度，加强对本地区各类主体举办论坛活动的规范管理。各行业管理部门要加强对本行业、本领域论坛活动的业务指导和行业监管。	七、主管の主催責任と業界の監督責任を実施する。フォーラム活動の主催単位は主体责任を確実に履行し、フォーラム活動に対する全行程管理を強化し、応急対策を制定し、活動の健全で秩序ある実施を確保しなければならない。中央や国家機関は、所属単位のフォーラム活動開催に対して規範的な管理を強化しなければならない。各省(自治区、直轄市)のフォーラム活動主管部門は、フォーラム活動の所屬地管理の職責を確実に履行し、作業メカニズムを健全化し、管

	理制度を整備し、地元の各種主体によるフォーラム活動開催に対する規範的な管理を強化しなければならない。各業界管理部門は、当該業界、分野のフォーラム活動に対する業務指導や業界の監督管理を強化しなければならない。
八、加强对场地提供主体的规范管理。论坛活动场地的主体不得为违法违规论坛活动提供便利，在签订合同、提供服务前，要对论坛活动举办主体的身份真实性、合法性予以核实，不得为未经合法登记的主体提供论坛活动场地。发现存在违法违规线索的，应及时通报相关部门。	八. 場所を提供する主体の規範的な管理を強化する。フォーラム活動場所の主体は、法律法規に反してフォーラム活動に便宜を提供してはならず、契約を締結しサービスを提供する前に、フォーラム活動主催主体の身元の真実性、合法性を確認しなければならない。合法的に登録されていない主体にフォーラム活動の場所を提供してはならない。法律法規に反する手がかりがあることを発見した場合、直ちに関連部門に通報しなければならない。
九、规范媒体平台对论坛活动的宣传推广。新闻媒体、网站平台、公众账号不得对违法违规论坛活动进行宣传报道或为其刊登广告、提供传播渠道；要对论坛活动相关信息内容进行审核把关，不得不实宣传、夸大宣传。	九. メディアプラットフォームのフォーラム活動に対する宣伝・普及を規範化する。ニュースメディア、ウェブサイトプラットフォーム、公式アカウントは、法律法規に反するフォーラム活動について宣伝・報道したり、それに広告を掲載したり、伝播ルートを提供したりしてはならない。フォーラム活動に関する情報内容を厳しく審査しなければならない。不実な宣伝や誇大宣伝があってはならない。
十、加强信用管理和社会监督。对于违法违规举办论坛活动、造成不良社会影响的主体，除依据相关法律法规进行处理外，相关主管部门要将其纳入信用管理范畴。各相关部门要促进信息共享，对于有不良信用记录的论坛活动及举办主体予以重点监管。畅通举报投诉途径，鼓励广大群众积极参与打击违法违规论坛活动，鼓励合规论坛举办主体依法维护自身权益。	十. 信用の管理や社会の監督を強化する。法律法規に反してフォーラム活動を開催し、社会に良くない影響をもたらす主体に対しては、関連の法律法規に基づいて処理する以外に、関連の主管部門がそれを信用管理の範疇に組み入れるものとする。各関連部門は情報共有を促進し、不良な信用記録があるフォーラム活動及び主催主体に対して重点的に監督管理を行う。苦情通報ルートを設定し、多くの大衆が法律法規に反するフォーラム活動の撲滅に積極的に参加

	すること、コンプライアンスに適合したフォーラム開催主体が法に基づいて自身の権益を維持することを奨励する。
各地区各部门要进一步提高政治站位，认真落实本通知精神，强化责任担当，按照统筹协调、分级负责、分类管理、上下联动的要求，构建高效衔接、运转有序的工作机制，加强组织领导，层层压实责任，坚持问题导向、标本兼治、精准施策，推动论坛活动健康有序发展。 特此通知。 文化和旅游部 中央宣传部 中央网信办 中央外办 外交部 教育部 公安部 民政部 国务院国资委 市场监管总局 2023年8月7日	各地区、各部門は、政治的な立ち位置を一層高め、本通知の精神を真摯に実行し、責任や担当を強化し、統一的な協力、等級別の責任、種類別の管理、上下連動の要求に従って、効率的な連携を構築し、秩序ある作業メカニズムを構築し、組織の指導力を強化し、等級ごとの責任を強化し、問題の方向性、問題の根本的な原因への対処、正確な施策を堅持して、フォーラム活動の健全で秩序ある発展を推進しなければならない。 以上、通知する。 文化観光部 中央宣伝部 中央インターネット情報弁公室 中央外事弁公室 外交部 教育部 公安部 民政部 國務院国資委 市場監督管理総局 2023年8月7日

個人情報出国標準契約弁法 个人信息出境标准合同办法

国家インターネット情報弁公室令

第 13 号

「個人情報出国標準契約弁法」は、2023年2月3日、国家インターネット情報弁公室2023年第2回室務会議にて審議、可決したため、ここに公布し、2023年6月1日より施行する。

主任 庄栄文

2023年2月22日

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
第一条 为了保护个人信息权益，规范个人信息出境活动，根据《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规，制定本办法。	第1条 個人情報権益を保護し、個人情報出国活動を規範化するために、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づいて、本弁法を制定する。
第二条 个人信息处理者通过与境外接收方订立个人信息出境标准合同（以下简称标准合同）的方式向中华人民共和国境外提供个人信息，适用本办法。	第2条 個人情報処理者が、国外の受入れ側との間に個人情報出国標準契約（以下、標準契約）を締結して中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合に、本弁法を適用する。
第三条 通过订立标准合同的方式开展个人信息出境活动，应当坚持自主缔约与备案管理相结合、保护权益与防范风险相结合，保障个人信息跨境安全、自由流动。	第3条 標準契約を締結する方法で個人情報の出国活動を展開する場合、自主締結と届出管理の結合、権益の保護とリスク防止の結合を堅持し、個人情報の国境を越えた安全、自由な流動を保障しなければならない。
第四条 个人信息处理者通过订立标准合同的方式向境外提供个人信息的，应当同时符合下列情形： （一）非关键信息基础设施运营者； （二）处理个人信息不满100万人的； （三）自上年1月1日起累计向境外提供个人信息不满10万人的； （四）自上年1月1日起累计向境外提供敏感个人信息不满1万人的。 法律、行政法规或者国家网信部门另有	第4条 個人情報処理者が標準契約を締結する方法で国外に個人情報を提供する場合、以下の状況に同時に合致しなければならない。 (1) キー情報インフラの運営者ではない (2) 個人情報の処理数が100万人に満たない (3) 前年1月1日から累計で国外に個人情報を提供した数が10万人に満たない (4) 前年1月1日から累計で国外にデリケー

规定的，从其规定。 个人信息处理者不得采取数量拆分等手段，将依法应当通过出境安全评估的个人信息通过订立标准合同的方式向境外提供。	トな個人情報を提供した数が1万人に満たない 法律、行政法規又は国家インターネット情報部門が別途規定を有する場合、その規定に従う。 個人情報処理者は、数量分割等の手段を用いてはならず、法に基づき出国安全評価に合格した個人情報を、標準契約を締結することにより国外に提供しなければならない。
第五条 个人信息处理者向境外提供个人信息前，应当开展个人信息保护影响评估，重点评估以下内容： （一）个人信息处理者和境外接收方处理个人信息的目的、范围、方式等的合法性、正当性、必要性； （二）出境个人信息的规模、范围、种类、敏感程度，个人信息出境可能对个人信息权益带来的风险； （三）境外接收方承诺承担的义务，以及履行义务的管理和技术措施、能力等能否保障出境个人信息的安全； （四）个人信息出境后遭到篡改、破坏、泄露、丢失、非法利用等的风险，个人信息权益维护的渠道是否通畅等； （五）境外接收方所在国家或者地区的个人信息保护政策和法规对标准合同履行的影响； （六）其他可能影响个人信息出境安全的事项。	第5条 個人情報処理者は、国外に個人情報を提供する前に、個人情報保護影響評価を実施しなければならない、以下の内容を重点的に評価しなければならない。 (1) 個人情報処理者と国外の受入れ側が個人情報を処理する目的、範囲、方式等の合法性、正当性、必要性 (2) 出国する個人情報の規模、範囲、種類、デリケート度、個人情報の出国が個人情報権益に及ぼす可能性のあるリスク (3) 国外の受入れ側が承諾する義務、及び義務履行の管理並びに技術措置、能力等が出国する個人情報の安全を保障できるか否か (4) 個人情報が出国後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、違法利用等に遭うリスク、個人情報権益を保護するルートが整っているか否か等 (5) 国外の受入れ側の所在国又は地域の個人情報保護政策及び法規が標準契約の履行に及ぼす影響 (6) 個人情報の出国の安全に影響を及ぼす可能性のあるその他の事項
第六条 标准合同应当严格按照本办法附件订立。国家网信部门可以根据实际情况对附件进行调整。 个人信息处理者可以与境外接收方约定其他条款，但不得与标准合同相冲突。 标准合同生效后方可开展个人信息出境	第6条 標準契約は、本弁法の付属書に従って厳格に締結しなければならない。国家インターネット情報部門は、実際の状況に応じて付属書を調整することができる。 個人情報処理者は、国外受入れ側との間でその他の条項を約定することができる

活動。	が、標準契約と矛盾してはならない。 標準契約が発効してはじめて、個人情報の出国活動を行うことができる。
第七条 个人信息处理者应当在标准合同生效之日起 10 个工作日内向所在地省级网信部门备案。备案应当提交以下材料： （一）标准合同； （二）个人信息保护影响评估报告。 个人信息处理者应当对所备案材料的真实性负责。	第 7 条 個人情報処理者は、標準契約が発効した日から 10 営業日以内に、所在地の省級インターネット情報部門に届出しなければならない。届出には、以下の書類を提出しなければならない。 (1) 標準契約 (2) 個人情報保護影響評価報告 個人情報処理者は、届出資料の真実性に責を負わなければならない。
第八条 在标准合同有效期内出现下列情形之一的，个人信息处理者应当重新开展个人信息保护影响评估，补充或者重新订立标准合同，并履行相应备案手续： （一）向境外提供个人信息的目的、范围、种类、敏感程度、方式、保存地点或者境外接收方处理个人信息的用途、方式发生变化，或者延长个人信息境外保存期限的； （二）境外接收方所在国家或者地区的个人信息保护政策和法规发生变化等可能影响个人信息权益的； （三）可能影响个人信息权益的其他情形。	第 8 条 標準契約の有効期間中に以下の状況のうちひとつが生じた場合、個人情報処理者は、改めて個人情報保護影響評価を行い、標準契約を補充又は新たに締結し、かつ、相応の届出手続きを履行しなければならない。 (1) 国外へ個人情報を提供する目的、範囲、種類、デリケート度、方式、保存地に变化が生じた場合、又は国外受入れ側が個人情報を処理する用途、方式に変化が生じた場合、又は個人情報の国外保存期間が延長された場合 (2) 国外受入れ側が所在する国又は地域の個人情報保護政策や法規に変更等が生じ、個人情報権益に影響を及ぼす可能性がある場合 (3) 個人情報権益のその他の状況に影響を及ぼす可能性がある場合。
第九条 网信部门及其工作人员对在履行职责中知悉的个人隐私、个人信息、商业秘密、保密商务信息等应当依法予以保密，不得泄露或者非法向他人提供、非法使用。	第 9 条 インターネット情報部門及びその従業員は、職責遂行中に知り得たプライバシー、個人情報、商業秘密、ビジネスの機密情報等について、法に基づき守秘しなければならない。漏洩したり、他人に違法に提供したり、違法に使用したりしてはならない。
第十条 任何组织和个人发现个人信息处理	第 10 条 いかなる組織や個人も、個人情報

者违反本办法向境外提供个人信息的，可以向省级以上网信部门举报。	処理者が本弁法に違反して国外に個人情報を提供することを発見した場合、省級以上のインターネット情報部門に通報することができる。
第十一条 省级以上网信部门发现个人信息出境活动存在较大风险或者发生个人信息安全事件的，可以依法对个人信息处理者进行约谈。个人信息处理者应当按照要求整改，消除隐患。	第 11 条 省級以上のインターネット情報部門は、個人情報の出国活動に大きなリスクがあること、又は個人情報セキュリティ事件が発生したことを発見した場合、法に基づき個人情報処理者に対して面談を行うことができる。個人情報処理者は、要求に応じて修正し、リスクを排除しなければならない。
第十二条 违反本办法规定的，依据《中华人民共和国个人信息保护法》等法律法规处理；构成犯罪的，依法追究刑事责任。	第 12 条 本弁法の規定に違反した場合、「中華人民共和国個人情報保護法」等の法律法規に基づいて処理し、犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。
第十三条 本办法自 2023 年 6 月 1 日起施行。本办法施行前已经开展的个人信息出境活动，不符合本办法规定的，应当自本办法施行之日起 6 个月内完成整改。	第 13 条 本弁法は 2023 年 6 月 1 日から施行する。本弁法施行前に既に実施している個人情報出国活動が本法の規定に合致しない場合、本弁法の施行日から 6 か月以内に改善を完了しなければならない。
附件：个人信息出境标准合同（略，详情请登录 网信办网站 ）	付属書：個人情報出国標準契約（略、詳細はインターネット情報弁公室ウェブサイトアクセスのこと）

華鐘コンサルタントグループ

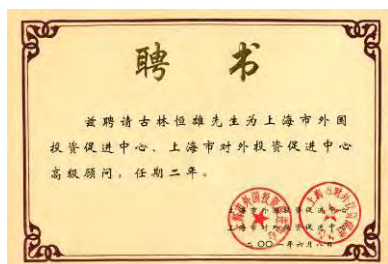
上海華鐘コンサルタントサービス(有)
上海華鐘投資コンサルティング(有)
上海華鐘信息管理コンサルティング(有)
上海華鐘国際貿易有限公司
株式会社華鐘コンサルティング



「国家統計局認定涉外調査許可証」



「上海市信用コンサルタント会社証」



総経理古林恒雄は「上海市外国投資促進センター」と「上海市対外投資促進センター」の顧問を委嘱されております

弊グループは上海市政府のバックアップのもとに、1994年4月に中国上海市にて設立された上海華鐘コンサルタントサービス(有)を中心とする日中合併の総合コンサルタント会社です。日本・韓国等の外国企業及び中国現地法人、中国各地区の開発区等、合わせて会員企業約700社、会員企業様向けに中国進出経営に関わるトータルソリューションを提供しています。

「上海市信用コンサルタント会社」等の認定に加えて、外資系コンサルタント会社では初の「涉外代理資格(外国企業の代理申請が出来る資格)」と「国家統計局涉外調査許可企業(外国企業から受託して全国、全産業の調査を行える企業)」の資格を有すると共に、董事長の古林恒雄は45年にわたる中国事業の経験を買われて「上海市外商投資協会」常務理事副会長、涉外諮詢分会副会長、「上海市外国投資促進中心」と「上海市対外投資促進中心」高級顧問をはじめ、江蘇省、浙江省、山東省、広東省などの各都市人民政府、開発区などの顧問などを委嘱されております。

私どもは今後とも、中国進出と現地法人経営のあらゆる分野でお役に立てる総合的コンサルタント会社としてさらに努力を重ねてまいります。

主要業務ご案内

- ★ 中国進出に関するマーケットリサーチ、企業信用調査
- ★ 会社設立に関する手続支援及びコンサルティング
- ★ 労務、人事、法務等に関わるコンサルティング
- ★ 会社財務・会計・税務全般の支援とコンサルティング
- ★ 工場建設に関する各種許認可取得支援と施工管理
- ★ M&Aに関わる資産評価及びデューデリジェンス業務
- ★ 商標登録出願申請に関する支援
- ★ 合併、分社化、買収、合併撤退、清算等に関する支援業務
- ★ 社内ITシステム構築、企業IT安全コンサルティング、ERPシステム導入コンサルティング関連業務

会員制度ご案内

- ★ 2万円/年(入会費:無し)
- ★ 会費内でご利用いただけるコンサルティングサービス
- (1)面談、(2)日刊、週刊及び月刊の華鐘通信送付、(3)E-mailベースによる中国ビジネス相談、
- (4)会員パスワードによる弊社データベース検索ダウンロード、(5)会社設立等の有償業務の契約(案)の作成
- ★ ご入会方法:別添「会員登録票」と「会員サービス覚書」に必要事項ご記入のうえ、FAXにてお送り下さい。同入会書類は弊社ホームページ(<https://www.shcs.com.cn>)からもダウンロード頂けます。

会社概要ご案内

- ★ 住所 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ★ 設立 上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は 1994 年 4 月 7 日
上海華鐘投資コンサルティング有限会社は 2006 年 4 月 27 日
- ★ 資本金 上海 2 社合わせて 13,600 万円 (2019 年現在)
- ★ 出資者 (株)華鐘コンサルティング 60%、上海紡織對外經濟技術合作有限公司 40%

連絡先

★ 上海華鐘投資コンサルティング有限会社

上海華鐘コンサルタントサービス有限会社

- ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号新華聯大廈東樓 23 層
- ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 張曉玲(会員部部長)
- ・FAX 番号 +86-(0)21-6467-9155 Email アドレス shcs@shcs.com.cn
- ・Homepage アドレス <https://www.shcs.com.cn>

★ 北京分公司

- ・住所 〒100027 北京市朝陽区東三環北路 3 号幸福大廈 A 座 11 樓 1115 室
- ・電話番号 +86-(0)10-8451-1257、1287 :担当者 趙姝(日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0)10-8451-1217 Email アドレス zhaoshu@shcs.com.cn

★ 広州分公司

- ・住所 〒510620 広州市林和西路 9 号耀中広場 B 座 1209 室
- ・電話番号 +86-(0)20-3801-1800 :担当者 許進(主任、日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0)20-3801-1810 Email アドレス xujin@shcs.com.cn

★ 蘇州分公司

- ・住所 〒215028 蘇州工業園区旺墩路 188 号建屋大廈 1203 室
- ・電話番号 +86-(0) 512-6809-4510 :担当者 李金姫(主任、日本語可)
- ・FAX 番号 +86-(0) 512-6809-9013 Email アドレス lijinji@shcs.com.cn

★ 上海華鐘信息管理コンサルティング有限会社

- ・住所 〒200020 上海市淮海中路 755 号 新華聯大廈 23 樓 C 室
- ・電話番号 +86-(0)21-6415-5323 :担当者 古林 将一(総経理)
- ・FAX 番号 +86-(0)21-6415-5323 Email アドレス shis@shcs.com.cn

★ 上海華鐘国際貿易有限公司

- ・住所 〒200131 中国(上海)自由貿易試験区冰克路 500 号 3 幢 3 層 315 室
- ・電話番号 +86-(0)21-6467-1198 :担当者 古林 将一(総経理)

★ 大阪 株式会社華鐘コンサルティング

- ・住所 〒541-0045 日本国大阪府中央区道修町二丁目 2 番 11 号ベルロード道修町ビル 4 階
- ・電話番号 +81-(0)6-6232-0775 :担当者 陳庚(コンサルティング部長、日本語可)
- ・FAX 番号 +81-(0)6-6232-0776 Email アドレス osaka.jhcs@shcs.co.jp

★ 東京 株式会社華鐘コンサルティング東京事務所

- ・住所 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿 3-2-9 新宿ワシントンホテルビル本館 2F
THE HUB 新宿ワシントン
- ・電話番号 +81-(0)70-1464-5888 :担当者 高倉洋一(所長兼コンサルティング部長)
- ・Email アドレス takakura@shcs.co.jp

愛の種を蒔き、希望の火を燃やし育てる —華鐘希望工程奨学基金募集の呼びかけ—

「月刊華鐘通信」編集部

2002 年末、弊社が発起人となって「華鐘希望小学校」建設の呼びかけ、12 年を経て、弊社やそのグループ企業の寄付の下、既に以下の 6 ヶ所の華鐘希望小学校が設立されて約 1,750 名の教師、児童が勉学にいそしんでいます。

- ①内蒙古赤峰市翁牛特旗華鐘第一希望小学
- ②雲南省普洱県慶明華鐘第二希望小学
- ③雲南省雲龍県天灯華鐘第三希望小学
- ④雲南省禄勛県団街華鐘第四希望小学
- ⑤雲南省景谷県正興華鐘第五希望小学
- ⑥四川省榮經県華鐘第六希望小学校

希望プロジェクトの活動参加において、この活動は長期的関心と恒久的支援が不可欠なものであるとの実感から、弊社は寄付金による学校建設の外、希望小学校の生徒たちに対する以下の支援を継続的に実施しています。

1. 「華鐘希望工程奨学基金」の設立

2006 年、華鐘希望小学校の発展を促進させ、優秀な教師と成績優秀な生徒を奨励し、貧困による就学困難な児童を支援する為、弊社は董事会の承認を得て上海市青少年発展基金会と「華鐘希望工程奨学基金」を設立しました。2014 年、上海市青少年発展基金会と『華鐘希望工程奨学基金運営弁法(試行)』を改定・締結して、従来の華鐘希望学校の教師・児童への奨学金と学校修繕金支給に加え、優秀な卒業生への奨学金支給、自然災害被災地の希望小学校の再建支援、華鐘愛心希望文庫設置支援等まで支援の対象を拡大しました。現在は毎年の春季・秋季の『華鐘』セミナーの会場で義捐金を募集し、上海希望工程弁公室を通じて『華鐘希望工程奨学基金』へ積み立てています。

2. 学習用品の寄付

6 校の華鐘希望小学校の生徒たちの学習、生活条件を改善する為、弊社の全従業員が一丸となって、毎年の年初に衣服類を集め、資金を拠出してカバン、字典、筆記用具等の学習用品を購入し、又、会員企業より 2 万本余りの



雲南華鐘希望小学校での贈呈式



衣服、学習用品、筆記具を受け取る生徒

ボールペン、鉛筆の寄付を受けて、春節前にこれらの衣服と学習用品を6校が所在する内蒙古及び雲南の青少年基金会に送り、基金会経由で各華鐘希望小学校への配布しました。

各華鐘希望小学校からは感謝の手紙と写真が届き、学校によっては、これらの衣服、学習用品、筆記用具の贈呈式を執り行い、生徒たち一人一人に手渡したとの事です。

3.「華鐘希望プロジェクト」専用ホームページの立ち上げ

会員企業の皆様に適時最新の「華鐘希望プロジェクト」の近況を理解して頂く為に、弊社ホームページ内に「華鐘希望プロジェクト」専用ページを設けて、逐次、各学校の状況と生徒たちからの手紙や贈呈式の写真等を掲載していきます。

4.「華鐘希望工程奨学基金」への義捐金募金の呼びかけ

弊社は広く会員企業様とその従業員の方々に、広く「華鐘希望工程奨学基金」への参加と奨学金原資のための義捐金募金を呼びかけます。会社からの募金は税前経費処理が可能ですし、個人の募金は領収書が発行されますので、心よりお待ちしております。

「華鐘希望工程奨学基金」義捐金募集要項

華鐘コンサルタントグループ

会員企業及び関連企業の皆様

弊社と華鐘グループ各社が6校の華鐘希望小学校建設後、これらの小学校の更なる発展と優秀な教師や生徒たちへの奨励及び貧困による学習困難な児童に学習の機会を与える為、弊社と上海市青少年発展基金会は共同して「華鐘希望工程奨学基金」の設立を致しました。今後、長期的に「華鐘希望工程奨学基金」を維持する為、弊社は自社と従業員にて寄付を行う他、会員企業やその従業員の皆様に対して積極的に当奨学金への参加を要請し、広く義捐金の募集を呼びかけます。

会員企業様におかれましては、以下の方法で直接弊社を通じて募金頂くか、或いは下記に義捐金をご送付いただくことが出来ます。弊社受領分は責任をもって上海市希望工程より交付される義捐金証書を受領して、皆様にお渡し致します。

更に多くの会員企業、従業員の皆様に華鐘希望小学校に関心を持って頂き、更に多くの愛の心が結集して、子供たちにとって暖かい愛の手となる事を希望します！

記

1. 募金所管：華鐘コンサルタントグループの全社員

Tel:021-6467-1198 Fax:021-6467-9155

2. 募金要領

1) 小切手か現金をご持参頂く場合：弊社副総経理以上か広報部担当迄

2) 郵便局振込の場合：住 所：巨鹿路 290 号 郵便番号：200020

受取人：上海市希望工程弁公室

3) 銀行振込の場合：上海市青少年発展基金会

口座番号：316531-00093050626 銀行名：上海銀行延中支行

注1：郵便局又は銀行振込の場合、振込伝票備考欄及び控え証憑に社名、電話番号及び「華鐘希望奨学基金」を明記下さい。

注2：募金 1,000 元以上の企業又は個人に対して希望工程弁公室より募金証書が交付されます。会社の場合はその証書をもって当年度の税前処理が可能となります。

提携関係にある開発区及びパートナーの紹介

江蘇・南通経済技術開発区	HomePage: www.netda.gov.cn
 南通経済技術開発区は、1984 年に設置された 14 ヶ所の国家級開発区の 1 つであり、管轄面積が 184 km²で、揚子江デルタ地域で外資系企業の集中的な製造基地となっており、「蘇通大橋」、「崇啓大橋」、「滬蘇通鉄道」、「北揚子江沿い高鐵」などの交通ルート及び「上海南通国際空港」、「通州湾港」の建設に従い、上海 1 時間の経済圏で最も潜在力持ちの発展地となっている。 当開発区は、国家環境保護総局から「ISO14000」国家模範区の称号が授与され、中国権威機構より選ばれた多国籍企業の進出において最も投資価値のあるトップ 10 の開発区であり、多国籍企業投資の最適な開発区でもあり、江蘇省政府から「社会治安安全区」の称号も授与されている。30 カ国と地域からの投資者により、累計で約 800 社の外資系企業が設立されており、投資総額は 250 億ドル以上に達した。その内、日系企業が 200 社余りほど進出しており、世界ベスト 500 社の企業より、投資案件が約 80 件ほど達した。医薬ヘルスケア、次世態情報技術、新エネルギー、智能製造、等の産業を重点的に発展させる。「次世態未来産業園」、「医薬ヘルスケア産業園」、「次世態情報技術産業園」「智能製造園」、「新エネルギー産業園」、「IC テスト産業園」等の産業特化パークと「能達ビジネス区」、「綜合保税區」、「中央イノベーション・エリア」の功能区からなっている。	
江蘇・蘇錫通科技産業園	HomePage: www.stpac.gov.cn
 蘇錫通科技産業園区は、蘇通科技産業園区と錫通科技産業園区が合併して成立し、2020 年 5 月に正式に一体化運営を開始しました。この内、2009 年に成立した蘇通園区は江蘇省とシンガポールの重点提携プロジェクトである国際園区、中国とオーストリアの合作プラットフォームを持つ生態園区、蘇州と南通が揚子江を跨いで連動する合作園区で構成されています。 2011 年に成立した錫通園区は、南通と無錫が共同建設した揚子江融合試験区です。 総開発計画面積は 100 平方キロで、世界ベスト 500 社を含む数百社以上の企業が進出。園区は多国合作、三地協力によって国家級の「揚子江に跨る融合発展示範区」を目指しています。 交通条件：園区の周辺には高速道路、高速鉄道、空港、港が揃っており、水運、陸運、空運、鉄道を備えた立体的な交通ネットワークを有しています。 主導産業：インテリジェント製造業、電子情報業及び生命科学業 代表的な進出企業：丸紅、オンド、広島アルミ、小森機械、華為、騰訊など レンタル工場の物件情報：Plainvim、GLP など著名なデベロッパーが揃っています。工場面積は 2,500 平米のものから 10,000 平米超まで、また 1 階建て、多層階のいずれもあり、オーダーメイドも可能です。多様な業界の企業様のご要望を満たすことができます。	

江蘇・常熟経済技術開発区	HomePage: www.cedz.org
常熟経済技術開発区は華東地区に位置する国家級の開発区であり、上海市街地まで80KM、蘇州市と無錫市まで何れも40KMの好立地で、開発面積は156 km²があります。1992年創立以来、600社余りの外商投資企業が既に進出し、総投資額は446億米ドルを超えています。G15沈海高速道路、S38常合高速道路及び上海からの高速鉄道が当開発区を通り、また、国際港である常熟港も区内にあり、交通の便が良く、製造業と物流業の理想の投資場所です。当開発区は自動車及び自動車部品、音響産業、電子情報、新材料新エネルギー、設備装置などの製造業を柱産業として育成しています。それ以外に、地域統括本社、研究開発センター及び貿易会社も積極的に誘致に取り組んでいます。 当開発区には電気、上水、排水、ガス、蒸気、産廃処理等「十通一平」というインフラ施設が整っており、従業員も安定に確保できます。また、レンタル工場があり、電子情報、機械設備製造、自動車部品等の産業でもご利用頂けます。それ以外、市場监督管理局、税関、商品検査検疫局等の政府行政部署が当開発区内に事務所を設置して、現地法人の設立から稼働運営までワンストップサービスを無償に提供しています。	

江蘇・常州西太湖科技産業園	HomePage: https://www.wj.gov.cn/html/czwj/2023/HCKJQAKP_0210/439217.html
常州西太湖科技産業園は2013年設立されおります。現在の西太湖は常州市の新たな都市センターです。常州市両湖創新区の核心区と先頭区でもおります。所在の常州市は揚子江デルタの中心に位置されて、交通が便利で、高度な工業基盤が整備されています。上海、杭州、南京三つの大都市は常州市で合流しており、地理位置は特に恵まれております。両湖創新区は、常州を長江デルタ地域により良く融合させ、スマート製造業を中心とする長江デルタ地域の中核都市に育てるために提出した新しい都市計画であります。園区は江蘇省政府の認可により設立されました省級経済開発区で、総面積は70.5平方キロメートル、蘇南第二大の湖と隣接し生態環境はすごく優美です。 園区は現在200社以上の外資企業と12社の上場企業を有しています。園区は医療健康産業、新エネルギー産業（水素エネルギー産業）、新素材産業、新智造産業をリード産業として重点的に発展させるクリーン工業区です。 園区は長年引き続き日本企業向けの『日本中小企業工業園』を力尽くして発展しております。入居敷居なし、土地代、家賃、税金、人材政策など特別な優遇を提供しています。 園区は「法治、誠心誠意、効率、Win-Win」を理念とし、全過程、全方位の良質サービスを提供致します。日本企業の投資をいつでも大歓迎致します。	

江蘇・常州国家高新技术産業開発区	HomePage: cznd.changzhou.gov.cn
 CND HI-TECH	常州国家高新技术産業開発区は長江の南に位置し、長江デルタ地域の中心部に立地しています。1992 年、第 1 グループとして認可成立された国家級高新技术産業開発区の 1 つであり、総面積は 508.91km²、人口は約 90 万人です。区内のインフラ基盤は整っており、交通の便が良く、港、国際空港、高速鉄道、高速道路、地下鉄の全てが揃っています。 全区には計 10 万数社の企業が存在しており、このうち 1.1 万社以上が工業企業です。現時点での全区の外資導入実績は 146 億米ドルを突破しており、外資企業の入居数は 2,000 社超となっています。常州の新たな産業配置に基づき、常州国家高新技术産業開発区はソーラースマートエネルギー、炭素繊維及び複合材料、新エネルギー車・自動車コア部品、次世代情報技術、新医薬・医療機器、スマート装備製造などの産業を重点的に発展させる方針です。2022 年 1 月、江蘇省の認可により、国際合作パークとして中日（常州）智能製造産業パークが成立しました、常州唯一の中日産業パークです。現時点で、同産業パークには累積約 260 社の日本企業が入居しています。また、区内には 50 店舗を超える日本料理店や居酒屋がある日本人街もあり、1,000 人以上の日本人が生活しています。投資意向のある企業様の現地訪問視察をお待ちしております。
江蘇・太倉市招商局	HomePage: invest.taicang.gov.cn
 TAICANG INVEST 太仓投资促进	太倉は江蘇省蘇州市に属し、総面積 810 キロメートル、総人口 103 万人、古来の「魚と米の郷」であり、春秋時代の呉王がここに穀物倉庫を建てたことから、その名が付いたと言う。太倉は絶好の立地条件を有し、上海とは一衣帯水で、上海中心部から僅か 50 キロメートル、車で 1 時間の距離にある。現段階では 6 つの高速鉄道が太倉で交差しており、15 分で上海虹橋国際空港に着き、上海の 10 本以上の地下鉄とシームレスに繋がっている。太倉港は揚子江最大の港で、コンテナ取扱量は世界 22 位、中国 8 位にランクされ、219 本の国内外航路がある。日本とは、東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・門司・博多・川崎・那覇・下関と清水等 13 の埠頭と直結している。 太倉は揚子江デルタ地域で最も投資価値の高い新興工業都市の一つであり、ハイエンド機器製造・新機能材料・物流貿易・航空宇宙工業・バイオメディシン等の産業を重点的に発展させている。現在すでに 1700 社以上の外資系企業が進出しており、中にはフォーチュン 500 企業が 40 社含まれている。また、中国の「ドイツ企業の郷」とも称され、ボッシュ、シェフラー等のドイツ系企業が 500 社あまりいる。西北工業大学と西安交通リバプール大学という 2 校の中国一流大学が太倉にキャンパスを設け、優秀な人材を現地企業に供給している。太倉にはホンダ、三井造船、ニトリ、アルパイン、堀場製作所等の日系企業 193 社が集まっており、総投資額が 20 億ドル以上に達している。太倉市政府は絶えず土地空間整備に取り組み、毎年 130 万平方メートル以上の新規工業土地を提供することによって、日本企業の長期的かつ安定した発展を支えるようにしている。 「上海をつなぐ、上海をめざす」太倉は、上海との同一都市化を図ると共に、より優れたビジネス環境とより広い発展空間の提供に力を入れ、進出企業がしっかりと太倉に根を下ろし、ウィンウィンの発展を遂げられるよう全力を尽くしている。

浙江・嘉興経済技術開発区	HomePage: www.jxedz.gov.cn
 嘉興経済技術開発区は 1992 年 8 月に設立され、嘉興市都市部と緊密につながる都市型開発区であり、浙江省五つ重点開発区の一つでもあります。2010 年 3 月に国務院より国家級開発区に昇格されました。開発区の計画面積は 110KM²、人口は 30 万人です。今、開発区には外資企業 670 社余り、中に日系企業 60 社余りがあり、自動車部品、精密機械、食品加工の産業群が形成されました。開発区は産業転換とアップグレードモデル区、科学教育商業総合区、国際商務区、先進製造業団地に分けられて、重点的に自動車部品、装備製造、食品、半導体産業、5G 設備製造などの先進製造業と現代サービスを誘致しています。	

浙江・独山港経済開発区	HomePage: www.pinghu.gov.cn/col/col1229446397/
 浙江独山港経済開発区は省級の経済開発区で、長江デルタ地域の中心である上海市に隣接しています。また上海浦東国際空港や上海虹橋国際空港などの三大空港まではいずれも車で約 1 時間の距離で、非常に良い環境に恵まれています。 独山港経済開発区は国家 1 類の港湾を擁し、石油化学ふ頭、コンテナふ頭、雑貨ふ頭を建設・保有しています。上海国際輸送センターを構成する重要な地域でもあり、国内最大のコンテナ港である洋山港からの距離は約 40 キロメートルです。 当開発区の計画面積は 111.9 平方キロメートルで、ファインケミカル、設備製造、港湾物流を主要産業とし、現在は多くの外資企業が入居しています。現在、BASF、クラリアント、オルネクス、アデカ、SCS、PG、KBR、松川遠億など多くの著名企業が入居している。	

浙江・中日韓半導体産業園	HomePage: -
 紹興中日韓半導体産業園は、紹興市政府が紹興半導体産業の強化に向けた「万畝千億」のプラットフォームであり、半導体産業付帯生産基地の国際化を重点的に支援するために建設されました。主として半導体材料と装備分野における国産化、日韓及び欧米の成熟したプロセス企業向けの産業園です。 中日韓半導体産業園は高速道路から近いほか、杭州蕭山国際空港まで僅か 40 分の距離であり、アクセスが便利です。 また、紹興 IC 小鎮の中心部に位置し、中芯紹興、長電紹興、豪威科技などのリーディングカンパニーと隣接しています。園区の敷地面積は約 100 ムーで、延床面積は 13 万 m²。11 棟のガーデン式工場と 1 棟の科学研究イノベーションビルが在ります。工場はフロア毎に分割購入又はレンタルが可能で、地下駐車場、食堂、24 時間営業のコンビニエンスストア、コンベンションセンター、展示センターなどが完備。ワンストップ式の執事サービスも提供しており、入居企業のプロジェクト全フローを支援します。 中日韓半導体産業園に進出した場合、10 年という長期の地方税収奨励が適用され、リーディングカンパニーや多くの産業ファンドの投資サポートもあります。半導体業界における優良企業とのご面談をお待ちしております。	

山東・東營経済技術開発区	HomePage: www.dyedz.gov.cn
 東營経済技術開発区は黄河デルタ地域初の国家級開発区です。黄河デルタ地域の中心都市であり、中国第二の規模を誇る勝利油田の所在地である東營市に立地しています。東營市の面積は 8,257 平方キロメートル、人口 221 万人、優越したロケーション、豊富な自然資源、堅実な産業基盤、優美な環境で住み易く、全国文明都市、中国優秀観光都市、国家生態ガーデン都市、第 1 期国際湿地都市であって、中国東部における最も発展潜在力のある都市です。東營市には 8 社の中国企業ベスト 500 社企業、15 社の中国民营企业ベスト 500 社企業、18 社の山東省民营企业ベスト 500 社企業が存在し、そのランキング入りしている企業数は連続 14 年間山東省では第 1 位です。 30.60 ダブルカーボン目標という大きなバックグラウンドの下、山東省は 3,500 万 kw の海上風力発電基地を計画、予定では『十五五』（第 15 期 5 ヶ年計画、2026 年～2030 年）末までに建設を完了します。この内、950 万 kw は東營市に立地し、現在既に 140 万 kw が完成して電力網に組み入れを完了、その他の場所では前期準備作業を展開中であり、今後続々とその建設が始まります。さらに東營市では同時に山東省全省 4,200 万 kw の海上太陽光発電計画、4,000 万 kw の魯北塩碱灘塗風力太陽光備蓄基地の主要用地でもあります。資源開発は巨大な量の装備市場需要をもたらし、東營経済技術開発区は敷地面積 8,800 ムーの東營海上風力発電装備産業パークの建設を計画しており、海上風力発電を主とし、海上陸上互換、全国最大、世界一流の全産業チェーン海上風力発電装備産業基地と風力発電マザーポートを徐々に確立して行きます。 その主導産業は石油化工、ゴムタイヤ、石油装備、非鉄金属、新素材等であり、新エネルギー、バイオ医薬、交通装備、航空宇宙産業を重点的に発展させます。	

遼寧・大連普湾経済区	HomePage: -
 Dalian Puwan Economic Zone 大連普湾経済区	大連普湾経済区は大連金普新区（国家レベル新区）の三大機能区の一つであり、大連市の地理中心に位置している。中日（大連）地方発展協力モデル区の二つの重要園区――中日生態モデル新城と松木島化学工業産業開発区はいずれも普湾経済区に位置している。中日生態モデル新城は新エネルギー自動車の整车と部品、ハイエンド設備製造産業を重点的に発展させ、日系企業の集積地を作り上げる。松木島化学工業産業開発区は遼寧省が認定された第一陣省レベル専門化学工業園区であり、ファインケミカル、新材料産業を重点的に発展している。普湾経済区は土地の積載空間が広くて、交通条件が便利で、産業インフラが完備し、投資政策が優越で、すでに多くの日系企業と深い協力関係を築してきた。



2023 年秋季セミナー資料編

2023 年 11 月

華鐘コンサルタントグループ



上海華鐘コンサルタントサービス有限公司



上海華鐘投資コンサルティング有限公司



上海華鐘信息管理コンサルティング有限公司



上海華鐘国際貿易有限公司



株式会社華鐘コンサルティング